

御嵩町障がい者支えあいプラン

第3期御嵩町障がい者福祉計画

第5期御嵩町障がい福祉計画

第1期御嵩町障がい児福祉計画

平成30年3月

御 嵩 町

はじめに

高齢化社会、少子高齢化、人口減少など、社会情勢の変化が著しい中、障がい者をとりまく環境も変化し、障がい福祉に対するニーズはますます多様化しています。

本町では、平成 25 年 3 月に「第 2 期御嵩町障がい者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、さまざまな障がい者施策の推進を図ってまいりました。また、平成 27 年 3 月には「第 4 期御嵩町障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保方策を定めました。



これらの計画が平成 29 年度に終了すること、また、児童福祉法の改正により障害児福祉計画を策定することとなったことから、平成 30 年度からは「御嵩町障がい者支えあいプラン」として 3 つの計画を一体のものとして策定しました。

この計画に基づき、障がいのある人もない人も誰もが理解しあい、ともに支え合うことができる「地域共生社会」の実現にむけて、全力で取り組んでいきたいと思っております。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました計画策定委員の皆さまをはじめ、アンケートなどにより貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました町民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

御嵩町長 渡 邊 公 夫

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	法律改正等の状況	5
4	計画の対象	8
5	計画期間	8
6	計画の策定体制	8
第2章	御嵩町の現状	9
1	障がいのある人を取り巻く状況	9
2	第4期障がい福祉計画の実績について	21
3	アンケート調査結果の概要	24
第3章	計画の考え方	40
1	計画の理念	40
2	計画の基本的視点	41
3	計画の体系	42
第4章	第3期障がい者福祉計画	43
1	共生に向けた差別の解消と交流の促進	43
2	保健・医療の充実	48
3	療育・保育・教育の充実	51
4	雇用・就労の促進	55
5	福祉サービスの充実	58
6	生活環境の整備	63
7	文化芸術活動・スポーツ等の振興	67
8	推進基盤の整備	69

第 5 章	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画	71
1	基本指針について	71
2	平成 32 年度の成果目標	73
3	障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策	79
4	障害児福祉サービス等の利用見込みと確保方策	90
第 6 章	計画の推進	93
資料編		94
1	計画の策定経過	94
2	用語説明	95



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と障がいをもつ方の家族介護者の高齢化が進む中で、福祉ニーズは複雑・多様化しています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのあ
る人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすこと
ができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国においては、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」が施行されました。
平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を
改正する法律」が成立し、生活と就労の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化
に対応できる体制づくりが求められています。

平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准や、平成 28 年 4 月には
障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いなが
ら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障
害者差別解消法)」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」
が施行されています。

御嵩町(以下「本町」という。)では、平成 25 年 3 月に策定した「第 2 期御嵩町障
がい者福祉計画」および平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期御嵩町障がい福祉計画」
の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、本町の障がい施策を計画的に
推進するため、新たに平成 30 年度を初年度とした計画を策定します。策定に当たり、
国際社会や国・県の動向、今年度実施したアンケート調査等の結果を踏まえ、現在の
事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを検討し、施策の充実を図
ります。障がい福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、国の基
本指針に基づき、本町における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 32 年度ま
での障害福祉サービス等の必要量を計画するものです。児童福祉法の改正により新た
に策定することとなった「第 1 期御嵩町障がい児福祉計画」についても、障害児通所
支援等の提供体制を確保するため、障がい福祉計画と同様に、平成 32 年度までの必
要量を計画します。

「障がい」「障害」の表記について

本計画の中で当該表記については、「害」という漢字に有する否定的なイメージに配慮し、人権の尊重の理念に基づき、「差別」や「不快」な感情を持つ方々の気持ちを尊重し、加えてノーマライゼーション社会の実現と意識醸成を図ることを基本スタンスとし、法令や法令上の規定、固有名詞等を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしている。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である平成 32 年度の障がい者（児）福祉の方向性をみすえたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、これら 3 つの計画を一体の計画として策定します。

障がい者福祉計画

◎根拠法令

障害者基本法（第 11 条第 3 項）

◎位置づけ

障がいのある人のための施策に
関する基本的な事項を定める計画

◎計画期間

※第 1 期：平成 20 年度～平成 24 年度

※第 2 期：平成 25 年度～平成 29 年度

※第 3 期：平成 30 年度～平成 35 年度

御嵩町障がい福祉計画

◎根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律
（障害者総合支援法）（第 88 条）

◎位置づけ

障害福祉サービス等の確保に関する計画

◎計画期間

3 年を 1 期とする

※第 1 期：平成 18 年度～平成 20 年度

※第 2 期：平成 21 年度～平成 23 年度

※第 3 期：平成 24 年度～平成 26 年度

※第 4 期：平成 27 年度～平成 29 年度

※第 5 期：平成 30 年度～平成 32 年度

御嵩町障がい児福祉計画

◎根拠法令

児童福祉法（第 33 条の 20）

◎位置づけ

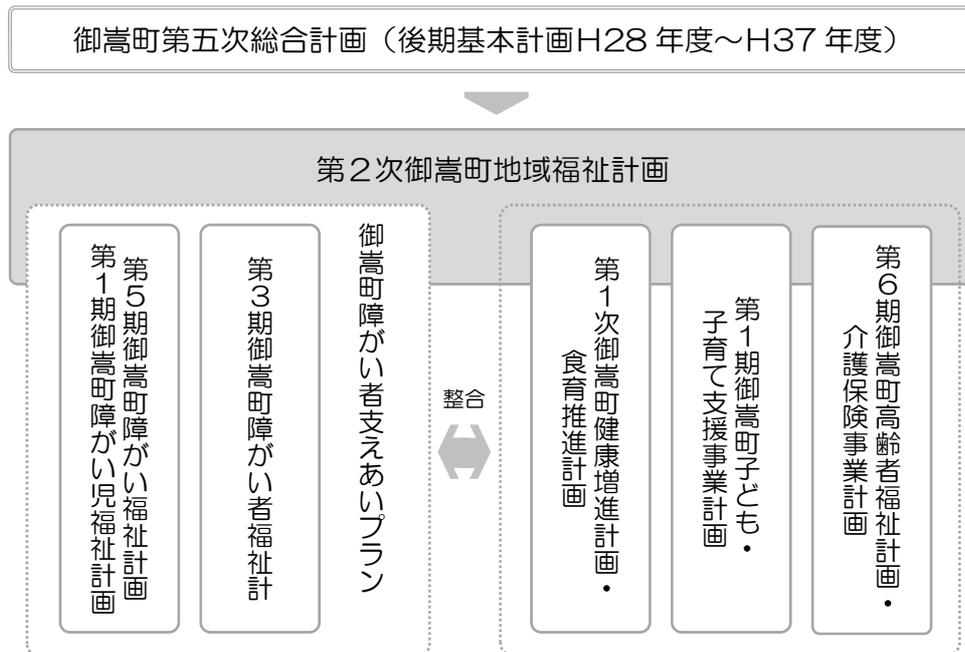
障害児福祉サービス等の確保に関する計画

◎計画期間

3 年を 1 期とする

※第 1 期：平成 30 年度～平成 32 年度

策定にあたっては、「御嵩町第五次総合計画」を上位計画として、関連する「第2次御嵩町地域福祉計画」「御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「御嵩町子ども・子育て支援事業計画」といった、本町における保健、福祉等に関連する他の計画との整合性を保ちながら策定します。



3 法律改正等の状況

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

4 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がい者が地域社会で自立を目指し、積極的な社会参加を進めるためには、障がい者に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての町民を対象とします。

5 計画期間

第3期御嵩町障がい者福祉計画は、平成30年度から平成35年度の6年間で、第5期御嵩町障がい福祉計画、第1期御嵩町障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度を計画期間として策定します。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
計画	第2期御嵩町障がい者福祉計画			第3期御嵩町障がい者福祉計画					
	第4期御嵩町障がい福祉計画			第5期御嵩町障がい福祉計画			第6期御嵩町障がい福祉計画		
				第1期御嵩町障がい児福祉計画			第2期御嵩町障がい児福祉計画		

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本町における身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。また、本町における人口及び障がい者の状況等の統計資料を取りまとめました。また、有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員等で構成する「御嵩町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。



御嵩町の現状

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 町の人口

本町の人口は、平成28年10月1日現在では18,645人となっており、平成24年からの人口の推移は緩やかな減少傾向にあります。

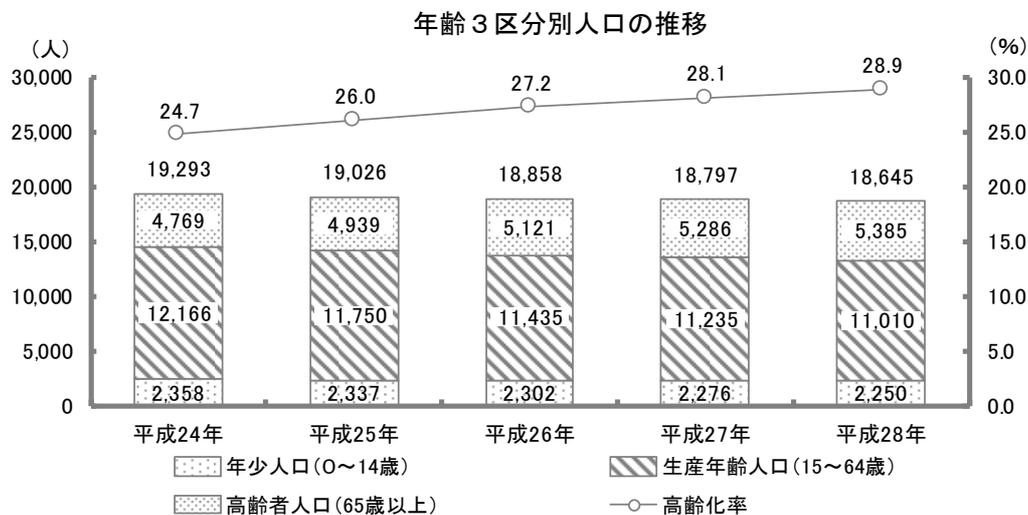
年齢階層別の構成をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は平成24年から減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移

(人)

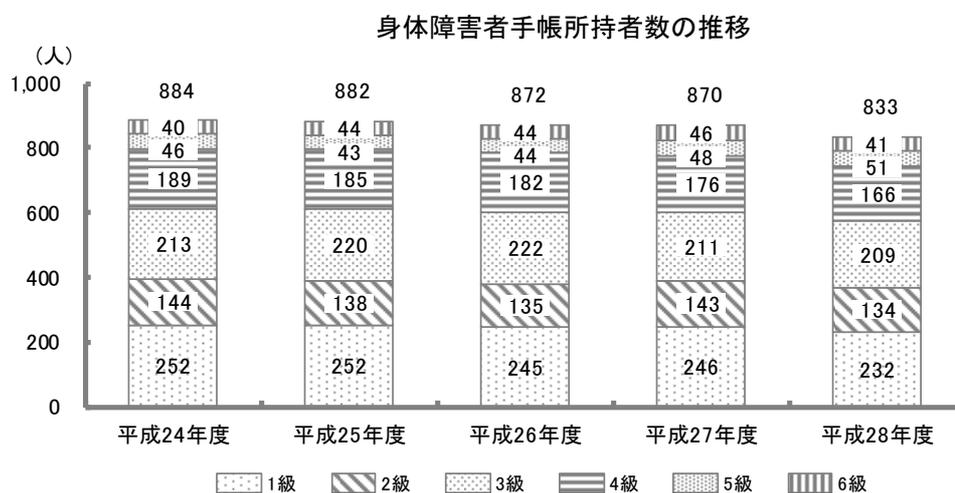
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	19,293 (100.0%)	19,026 (100.0%)	18,858 (100.0%)	18,797 (100.0%)	18,645 (100.0%)
0～14歳 (年少人口)	2,358 (12.2%)	2,337 (12.3%)	2,302 (12.2%)	2,276 (12.1%)	2,250 (12.1%)
15～64歳 (生産年齢人口)	12,166 (63.1%)	11,750 (61.7%)	11,435 (60.6%)	11,235 (59.8%)	11,010 (59.0%)
65歳以上 (高齢者人口)	4,769 (24.7%)	4,939 (26.0%)	5,121 (27.2%)	5,286 (28.1%)	5,385 (28.9%)

資料：住民環境課（各年10月1日現在）



(2) 身体障がいのある人の状況

平成 28 年度では、町内で身体障害者手帳を所持している人は 833 人となっています。平成 24 年度からの年次推移をみると、緩やかな減少傾向にあります。



資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

平成 28 年度の障がいの等級別でみると、最重度である「1 級」が 232 人で最も多く、「1 級」と「2 級」の重度の人が全体の 44.0%を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	252	252	245	246	232
	28.5%	28.6%	28.1%	28.3%	27.9%
2 級	144	138	135	143	134
	16.3%	15.6%	15.5%	16.4%	16.1%
3 級	213	220	222	211	209
	24.1%	24.9%	25.5%	24.3%	25.1%
4 級	189	185	182	176	166
	21.4%	21.0%	20.9%	20.2%	19.9%
5 級	46	43	44	48	51
	5.2%	4.9%	5.0%	5.5%	6.1%
6 級	40	44	44	46	41
	4.5%	5.0%	5.0%	5.3%	4.9%
手帳所持者合計	884	882	872	870	833

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

平成 28 年度の障がいの種類別でみると、肢体不自由が 483 人と最も多く、身体障がい者全体の約 6 割（58.0%）を占めており、次いで内部障がいが 242 人、聴覚平衡機能障がいが 66 人、視覚障がいが 34 人、音声・言語・そしゃく機能障がいが 8 人の順となっています。

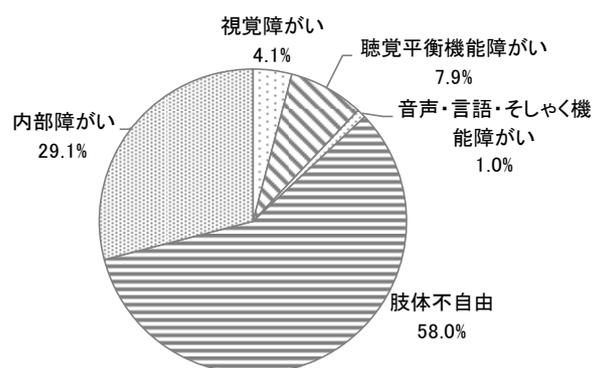
障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障がい	37	34	34	37	34
	4.2%	3.9%	3.9%	4.3%	4.1%
聴覚平衡機能障がい	59	64	63	66	66
	6.7%	7.3%	7.2%	7.6%	7.9%
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	5	6	6	8
	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	1.0%
肢体不自由	518	517	517	517	483
	58.6%	58.6%	59.3%	59.4%	58.0%
内部障がい	265	262	252	244	242
	30.0%	29.7%	28.9%	28.0%	29.1%
手帳所持者合計	884	882	872	870	833

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

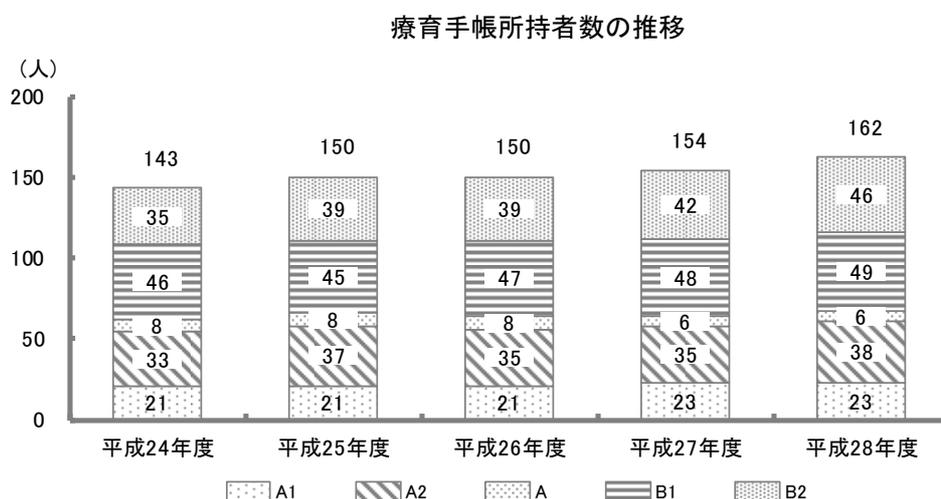
障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の割合



資料：福祉課社会福祉係（平成 28 年 3 月 31 日）

(3) 知的障がいのある人の状況

平成 28 年度では、町内で療育手帳を所持している人は 162 人となっています。平成 24 年度からの年次推移をみると、年々増加傾向にあります。



資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

平成 28 年度の障がいの等級別でみると、A 1（最重度）が 23 人、A 2（重度）が 38 人、A が 6 人、B 1（中度）が 49 人、B 2（軽度）が 46 人となっています。平成 24 年度からの年次推移をみると、A 1、A 2、B 1、B 2 においては増加傾向を示しています。

障がいの等級別療育手帳所持者数の推移

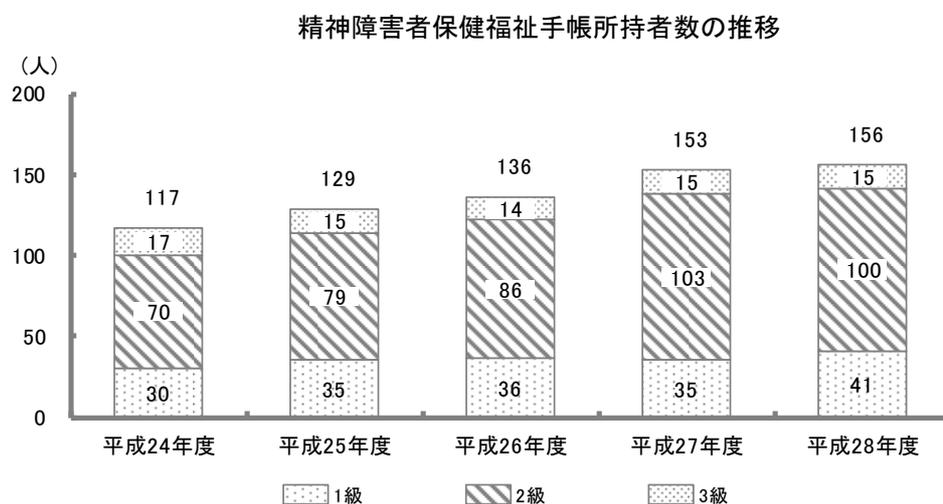
(人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A1	21	21	21	23	23
	14.7%	14.0%	14.0%	14.9%	14.2%
A2	33	37	35	35	38
	23.1%	24.7%	23.3%	22.7%	23.5%
A	8	8	8	6	6
	5.6%	5.3%	5.3%	3.9%	3.7%
B1	46	45	47	48	49
	32.2%	30.0%	31.3%	31.2%	30.2%
B2	35	39	39	42	46
	24.5%	26.0%	26.0%	27.3%	28.4%
合計	143	150	150	154	162

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

(4) 精神障がいのある人の状況

平成 28 年度では、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は 156 人となっています。平成 24 年度からの年次推移をみると、年々増加傾向にあります。



資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

平成 28 年度の障がいの等級別でみると、1 級が 41 人、2 級が 100 人、3 級が 15 人となっており、2 級が最も多くなっています。平成 24 年度からの年次推移をみると、2 級が平成 24 年度の 70 人から平成 28 年度には 100 人と大幅に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	30	35	36	35	41
	25.6%	27.1%	26.5%	22.9%	26.3%
2 級	70	79	86	103	100
	59.8%	61.2%	63.2%	67.3%	64.1%
3 級	17	15	14	15	15
	14.5%	11.6%	10.3%	9.8%	9.6%
合計	117	129	136	153	156

資料：福祉課社会福祉係（基準日各年度 3 月 31 日）

(5) 難病患者の状況

平成 23 年の障害者基本法改正において、障がい者の定義に「その他の心身の機能の障がいがあるもの」として、難病患者が加わりました。その後、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行により、障害福祉サービスを受けることが可能となりました。平成 27 年 7 月 1 日から、対象疾病は 332 疾患となり、政令に定められています。また、平成 27 年 1 月 1 日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、医療費助成の対象とする疾患は「指定難病」として、平成 27 年 7 月から 306 疾病が指定されています。難病患者の状況についてみると、患者数は横ばいで推移しており、平成 27 年度では 115 人となっています。

難病患者の状況

(人)

疾病名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ベーチェット病	2	1	1	1
多発性硬化症	3	3	2	2
重症筋無力症	3	2	2	2
全身性エリテマトーデス	9	8	8	8
再生不良性貧血	-	1	-	-
サルコイドーシス	5	4	3	3
強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	5	5	5	4
特発性血小板減少性紫斑病	4	6	8	7
潰瘍性大腸炎	26	25	28	28
脊髄小脳変性症	9	10	8	8
クローン病	3	3	5	5
パーキンソン病	15	16	11	9
後縦靭帯骨化症	3	3	6	5
ウィリス動脈輪閉鎖症（モヤモヤ病）	6	4	4	4
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	3	3	4	4
原発性胆汁性肝硬変	3	3	3	3
特発性大腿骨頭壊死症	2	2	2	2
特発性間質性肺炎	1	1	-	-
網膜色素変性症	1	1	1	1
筋萎縮性側索硬化症	2	2	1	2
大動脈症候群	1	1	-	-

疾病名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
天疱瘡	3	3	3	2
悪性関節リウマチ	1	1	1	1
アミロイドーシス	1	1	1	1
進行性核上性麻痺	-	-	2	2
線条体黒質変性症	3	3	-	-
オリブ橋小脳萎縮症				
神経線維腫症	1	1	1	1
黄色靭帯骨化症	-	-	1	-
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1	2	2	2
高安動脈炎	-	-	1	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	-	-	1	1
IgA 腎症	-	-	-	1
下垂体性 ADH 分泌異常症	-	-	1	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	-	-	-	2
下垂体前葉機能低下症	1	1	1	1
強直性脊髄炎	-	-	-	1
多系統萎縮症	-	-	1	-
合計	117	116	118	115

資料：可茂地域の公衆衛生（基準日各年度3月31日）

※平成 24 年度・25 年度は特定疾患認定者数 平成 26 年度・27 年度は指定難病認定者数

※指定難病のうち御嵩町での認定者が該当となっている疾患を抜粋

※平成 28 年度数値は平成 29 年度末に集計結果が出るため未掲載

(6) 乳幼児健康診査

乳幼児の障がいの発生と疾病予防を図るとともに、母親並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るために4・5か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を行っています。

平成24年度の3歳児健診を除き、いずれの健診においても受診率は9割を超えており、高い割合で推移しています。

乳児（4・5か月児）健診

(人)

疾病名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	129	137	117	119	135
受診者数(人)	128	137	117	118	134
受診率(%)	99.2%	100.0%	100.0%	99.2%	99.3%

1歳6か月児健診

(人)

疾病名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	147	139	135	121	135
受診者数(人)	136	138	130	123	132
受診率(%)	92.5%	99.3%	96.3%	101.7%	97.8%

3歳児健診

(人)

疾病名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	135	137	155	133	146
受診者数(人)	121	134	155	133	146
受診率(%)	89.6%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課保健予防係

(7) 保育園

本町には、町立保育園が3か所、私立の保育園が1か所の計4か所あり、障がいのある児童の集団生活への適応のため、また保護者の希望などを総合的に判断し、加配保育士による障がい児保育を実施しています。平成28年度は2人の障がい児が通っています。

保育園の障がい児（手帳所持者）の受け入れ状況

(人)

区分		平成26年	平成27年	平成28年
公立	上之郷	0	1	1
	中	1	0	0
	伏見	3	2	0
私立	御嵩	1	1	1
合計		5	4	2

資料：加配保育士数表より（基準日各年度4月1日）

(8) 小・中学校、特別支援学級への通学状況

本町には、平成28年度において3か所の小学校、3か所の中学校があります。このうち特別支援学級数は小学校で5学級、中学校で4学級となっており、小学校に通っている障がい児は16人、中学校に通っている障がいのある生徒は7人となっています。

小・中学校、特別支援学校への通学状況

(人)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	学校数	3	3	3
	特別支援学級数	5	5	5
	在籍者数	14	14	16
中学校	学校数	3	3	3
	特別支援学級数	4	4	4
	在籍者数	14	11	7

資料：学校基本調査（基準日各年度5月1日）

(9) 施設サービスの状況

障がい者の通所施設の状況は、平成 29 年 3 月 31 日現在 96 人が通所しています。

就労移行支援

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
そると	可児市	1	就労移行支援
コルペコ 可児	可児市	1	就労移行支援
授産施設 グリーンバード	美濃加茂市	1	就労移行支援

資料：福祉課社会福祉係（平成 29 年 3 月 31 日現在）

就労継続支援B型

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
あゆみ館	御嵩町	6	就労継続支援B型
けやき	可児市	1	就労継続支援B型
ふれあいの里可児	可児市	2	就労継続支援B型
授産施設 グリーンバード	美濃加茂市	3	就労継続支援B型
ワークショップむくの木	美濃加茂市	2	就労継続支援B型
つくしんぼ	川辺町	1	就労継続支援B型
東濃ワークキャンパス	土岐市	1	就労継続支援B型
就労支援多機能型事業所ニッチェ	土岐市	1	就労継続支援B型
ひかりの家	多治見市	1	就労継続支援B型
清流園	岐阜市	1	就労継続支援B型

資料：福祉課社会福祉係（平成 29 年 3 月 31 日現在）

就労継続支援A型

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
コルペコ可児	可児市	5	就労継続支援A型
笑夢	可児市	2	就労継続支援A型
ハッピーライクス可児事業所	可児市	2	就労継続支援A型
和楽	美濃加茂市	2	就労継続支援A型
L a c k y L e a f 坂祝営業所	坂祝町	1	就労継続支援A型
アルムの家	土岐市	1	就労継続支援A型
あいぼいんと	多治見市	2	就労継続支援A型
ルイメイ多治見	多治見市	1	就労継続支援A型
そら	多治見市	1	就労継続支援A型

資料：福祉課社会福祉係（平成29年3月31日現在）

生活介護

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
あゆみ館	御嵩町	20	生活介護
可茂学園	可児市	13	生活介護
ふれあいの里可児	可児市	1	生活介護
しおなみ苑	八百津町	1	生活介護
ゆうゆう舎 川辺	川辺町	2	生活介護
白竹の里	白川町	4	生活介護
ひまわりの丘第3学園	関市	2	生活介護
ひまわりの丘第4学園	関市	1	生活介護
レインボーハートフル 生活介護事業所	関市	1	生活介護
はなの木苑	土岐市	1	生活介護
第一陶技学園	多治見市	3	生活介護
陶技学園 みずなみ荘	瑞浪市	1	生活介護
岐阜県立サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	1	生活介護
恵那たんぼぼ作業所	恵那市	1	生活介護
飛翔の里 第二生活の家	中津川市	1	生活介護
岐阜県立みどり荘	岐阜市	1	生活介護
でいあい	羽島市	1	生活介護
三光園	山県市	1	生活介護
生活介護事業所 M a s a 夢	愛知県 春日井市	1	生活介護

資料：福祉課社会福祉係（平成29年3月31日現在）

障がい者の入所施設の状況は、平成 29 年 3 月 31 日現在 32 人が入所しています。

施設入所者

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類	
可茂学園	可児市	6	施設入所支援	生活介護
しおなみ苑	八百津町	1	施設入所支援	生活介護
白竹の里	白川町	4	施設入所支援	生活介護
ひまわりの丘第 3 学園	関市	2	施設入所支援	生活介護
ひまわりの丘第 4 学園	関市	1	施設入所支援	生活介護
はなの木苑	土岐市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立三光園	山県市	1	施設入所支援	生活介護
第一陶技学園	多治見市	2	施設入所支援	生活介護
陶技学園 みずなみ荘	瑞浪市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立サニーヒルズ みずなみ	瑞浪市	1	施設入所支援	生活介護
恵那たんぼぼ作業所	恵那市	1	施設入所支援	生活介護
飛翔の里 第二生活の家	中津川市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立みどり荘	岐阜市	1	施設入所支援	生活介護
岐阜県立三光園	山県市	1	施設入所支援	生活介護

資料：福祉課社会福祉係（平成 29 年 3 月 31 日現在）

グループホーム

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
ささゆり一番館	御嵩町	2	共同生活援助
可茂学園 三ツ池ホーム	可児市	1	共同生活援助
ホーリークロスビレッジ	土岐市	1	共同生活援助
清流の里	岐阜市	1	共同生活援助
ゆうやけこやけ	羽島市	1	共同生活援助

資料：福祉課社会福祉係（平成 29 年 3 月 31 日現在）

療養介護

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類
長良医療センター	岐阜市	1	療養介護

資料：福祉課社会福祉係（平成 29 年 3 月 31 日現在）

生活訓練施設

(人)

施設名	所在地	人数	サービス種類	
生活訓練施設 さくら	美濃加茂市	1	宿泊型自立 訓練施設	自立訓練施設

資料：福祉課社会福祉係（平成 29 年 3 月 31 日現在）

2 第4期障がい福祉計画の実績について

(1) 障害福祉サービスの実施状況

訪問系サービスについては、行動援護は年々減少傾向にあり利用人数、利用時間ともに見込量を下回っています。

日中活動系サービスについては、生活介護は概ね計画通りとなっています。また、自立訓練、就労継続支援（B型）は、年々減少傾向にあり利用人数、利用時間ともに見込量を下回っています。

障害福祉サービスの実施状況

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
訪問系サービス	居宅介護	人	18	17	94.4	21	21	100.0	24	18	75.0
		時間	360	258	71.7	420	263	62.6	480	240	50.0
	重度訪問介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	同行援護	人	3	4	133.3	4	3	75.0	5	3	60.0
		時間	30	31	103.3	40	34	85.0	50	31	62.0
	行動援護	人	5	4	80.0	6	4	66.7	7	3	42.9
		時間	25	19	76.0	30	13	43.3	35	11	31.4
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
日中活動系サービス	生活介護	人	52	53	101.9	53	58	109.4	54	58	107.4
		人日	1,040	1,041	100.1	1,060	1,083	102.2	1,080	1,118	103.5
	自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	自立訓練 (生活訓練)	人	2	1	50.0	2	1	50.0	2	1	50.0
		人日	44	21	47.7	44	23	52.3	44	19	43.2
	就労移行支援	人	3	4	133.3	4	5	125.0	5	1	20.0
		人日	45	54	120.0	60	60	100.0	75	12	16.0
	就労継続支援 (A型)	人	17	19	111.8	19	18	94.7	21	20	95.2
		人日	306	361	118.0	342	336	98.2	378	390	103.2
	就労継続支援 (B型)	人	21	18	85.7	23	17	73.9	25	17	68.0
		人日	378	324	85.7	414	275	66.4	450	299	66.4
	療養介護	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	短期入所 (福祉型)	人	9	9	100.0	10	10	100.0	11	10	90.9
人日		45	54	120.0	50	46	92.0	55	45	81.8	
短期入所 (医療型)	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	
	人日	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	
居宅系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	人	4	5	125.0	5	5	100.0	8	6	75.0
		施設入所支援	人	23	23	100.0	23	23	100.0	22	23
計画相談支援	人	20	22	110.0	23	23	100.0	26	23	88.5	
地域移行支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	
地域定着支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	

※平成29年度の実績は推計値

資料：福祉課社会福祉係

(2) 地域生活支援事業の実施状況

地域活動支援センターの実利用者数が見込量を大きく上回っています。情報・意思疎通支援用具については、見込量を大きく下回っています。

日中一時支援事業については、利用者数は概ね見込量通りとなっていますが、利用回数見込量を大きく下回っています。

地域生活支援事業の実施状況

	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
相談支援事業										
障害者相談支援事業	か所	6	6	100.0	6	6	100.0	6	6	100.0
基幹相談支援センター	か所	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0
意思疎通支援事業										
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	5	5	100.0	5	17	340.0	5	3	60.0
手話通訳者設置事業	か所	0	0	-	0	0	-	0	0	-
日常生活用具給付等事業										
介護訓練支援用具	件	3	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3
自立生活支援用具	件	4	2	50.0	4	3	75.0	4	5	125.0
在宅療養等支援用具	件	10	6	60.0	10	5	50.0	10	1	10.0
情報・意思疎通支援用具	件	4	2	50.0	4	2	50.0	4	1	25.0
排せつ管理支援用具	件	520	379	72.9	540	378	70.0	560	312	55.7
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
手話奉仕員養成研修事業										
養成講習修了者数	人	6	3	50.0	6	4	66.7	6	3	50.0
移動支援事業										
移動支援事業	人	15	17	113.3	18	14	77.8	20	12	60.0
	時間	720	594	82.5	864	787	91.1	960	893	93.0
地域活動支援センター事業										
地域活動支援センター	実施箇所(町内)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	実施箇所(町外)	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0
	実利用者数	680	870	127.9	700	829	118.4	700	818	116.9

※平成 29 年度の実績は推計値

資料:福祉課社会福祉係

	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
訪問入浴サービス事業	人	0	0	-	1	0	0.0	1	0	0.0
日中一時支援事業	人	23	児: 9 者: 13 計: 22	95.7	24	児: 9 者: 14 計: 23	95.8	25	児: 10 者: 17 計: 27	108.0
	回	276	児: 95 者: 72 計: 167	60.5	288	児: 110 者: 73 計: 183	63.5	300	児: 105 者: 91 計: 196	65.3
自動車運転免許取得費の助成	人	3	0	0.0	3	0	0.0	3	1	33.3
自動車改造費の助成	人	3	0	0.0	3	0	0.0	3	1	33.3

※平成 29 年度の実績は推計値

資料: 福祉課社会福祉係

(3) 児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援については、利用者数が横ばいで推移しており、放課後等デイサービスについては、平成 27 年度に比べ平成 28 年度で増加しています。

障害児通所支援等の実施状況

	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
児童発達支援	人	1	2	200.0	1	2	200.0	1	1	100.0
	人日	10	10	100.0	10	9	90.0	10	5	50.0
放課後等デイサービス	人	13	14	107.7	15	16	106.7	17	16	94.1
	人日	130	168	129.2	150	198	132.0	170	189	111.2
保育所等訪問支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療型児童発達支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
医療型児童入所支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
福祉型児童入所支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障害児相談支援	人	5	4	80.0	6	3	50.0	7	4	57.1

※平成 29 年度の実績は推計値

資料: 福祉課社会福祉係

3 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

1 調査の目的

本調査は、「障がい者福祉計画」及び「障害福祉計画」の改定にあたり、計画策定の基礎資料とするために実施したものです。

2 調査対象

御嵩町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び放課後等デイサービス事業所通所者等

3 調査期間

平成 29 年 8 月 23 日から平成 29 年 9 月 6 日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,027 通	529 通	51.5%

6 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。

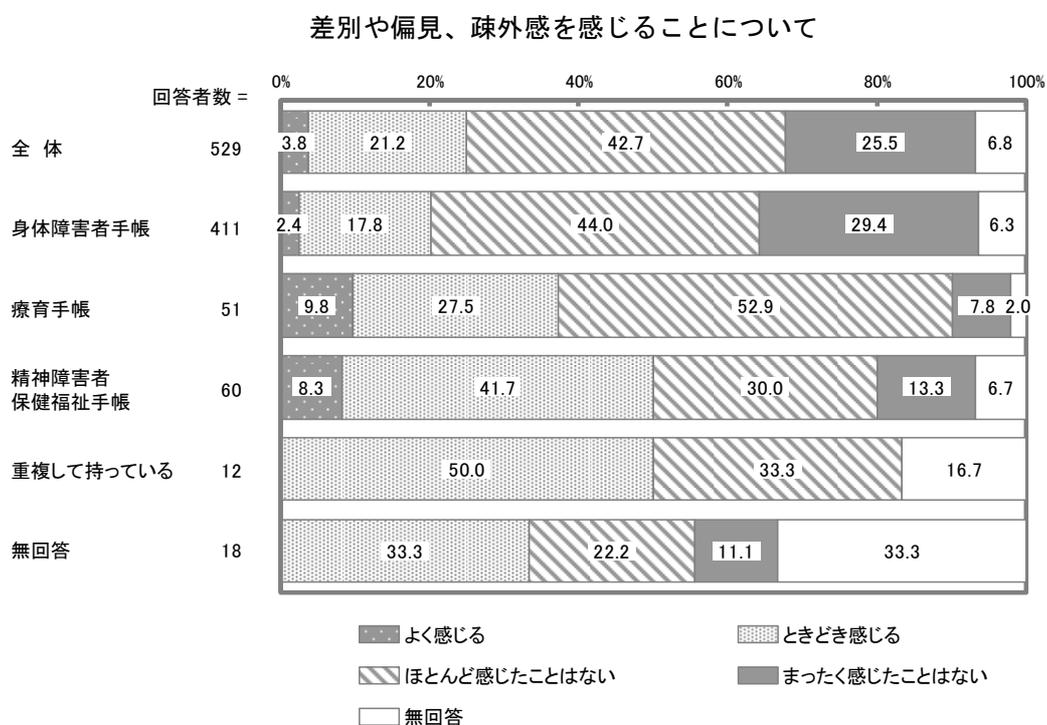
設問ごとに障害者手帳所持別でクロス集計を実施しており、無回答については、障害者手帳所持の設問において、回答が無かった方になります。ただし、他の設問において回答いただいているため、集計しています。

(2) アンケート調査の結果

① 差別や偏見、疎外感を感じることにについて

全体でみると、「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が25.0%、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」をあわせた“感じたことはない”の割合が68.2%となっています。

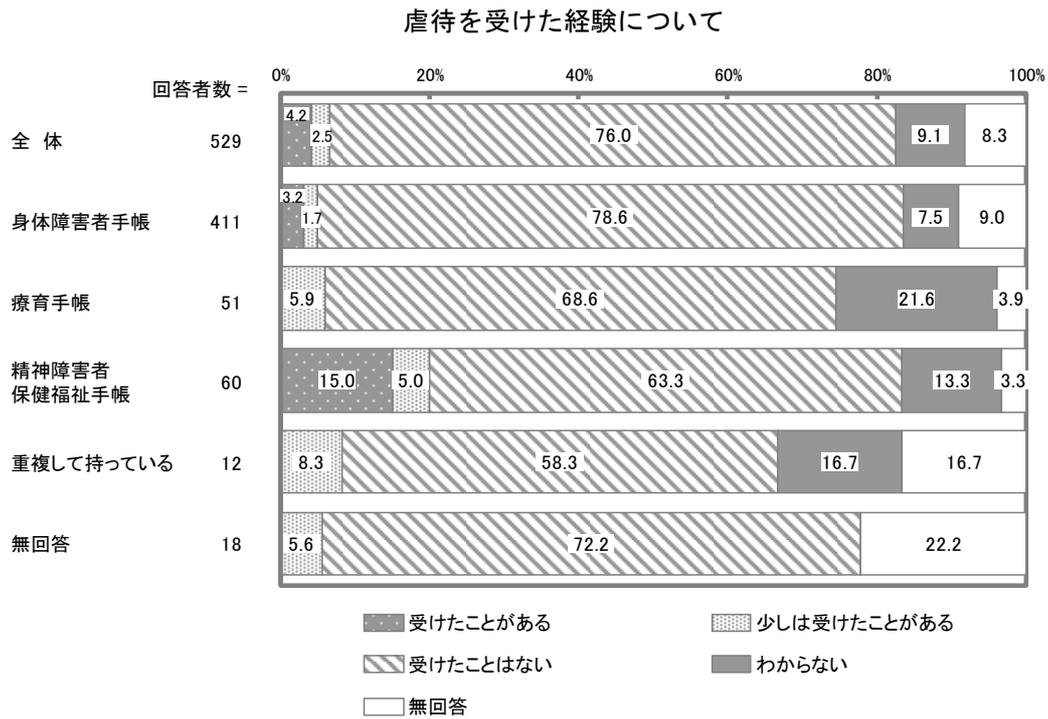
所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳、重複して持っている人で“感じる”の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で“感じたことはない”の割合が高くなっています。



② 虐待を受けた経験について

全体でみると、「受けたことはない」の割合が76.0%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「受けたことがある」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「受けたことはない」の割合が高くなっています。



③ 地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて

全体でみると、「参加しやすいように配慮すること」の割合が 37.8%と最も高く、次いで「障がい者（児）自身の積極性」の割合が 30.2%、「利用しやすい施設への改善」の割合が 23.4%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、重複して持っている人で「魅力的な行事や活動の充実」「利用しやすい施設への改善」「家族の積極性」「障がい者（児）自身の積極性」「参加しやすいように配慮すること」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「参加しやすいように配慮すること」「地域の人たちが障がい者（児）を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」の割合が高くなっています。

地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて

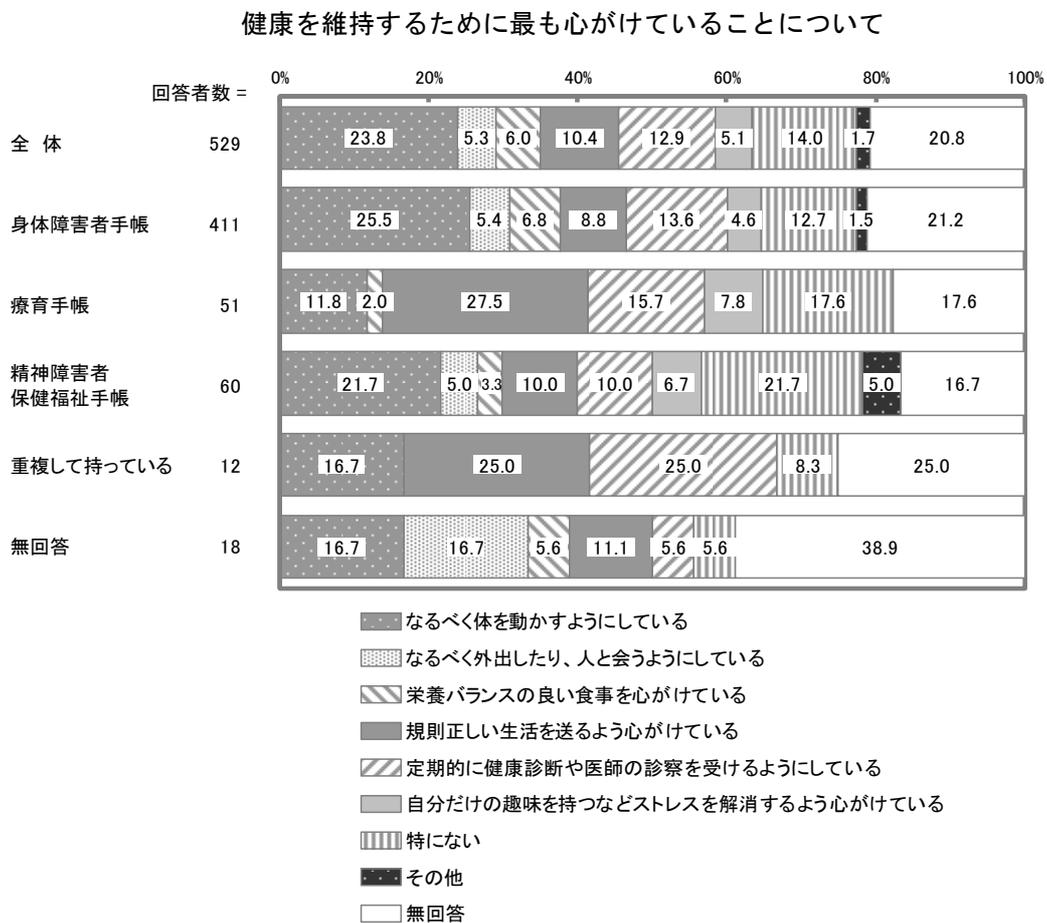
単位：%

区分	有効回答数 (件)	参加しやすいように 配慮すること	魅力的な行事や活動の 充実	利用しやすい施設への 改善	移動しやすい交通機関 や道路への改善	地域の人たちが障がい者 (児)を受け入れるよう、 広報や福祉教育の充実	参加を補助するボランティア などの育成	家族の積極性	障がい者（児）自身の 積極性	その他	無回答
全 体	529	37.8	18.1	23.4	22.7	16.1	15.1	16.8	30.2	3.6	21.9
身体障害者手帳	411	36.0	16.8	24.3	23.6	12.9	15.1	15.8	31.1	3.4	22.6
療育手帳	51	47.1	33.3	25.5	21.6	39.2	27.5	25.5	25.5	2.0	7.8
精神障害者保健福祉 手帳	60	45.0	21.7	18.3	23.3	21.7	10.0	18.3	35.0	5.0	23.3
重複して持っている	12	33.3	41.7	33.3	25.0	25.0	25.0	33.3	41.7	—	25.0
無回答	18	27.8	11.1	22.2	5.6	11.1	5.6	22.2	16.7	5.6	38.9

④ 健康を維持するために最も心がけていることについて

全体でみると、「なるべく体を動かすようにしている」の割合が23.8%と最も高く、次いで「特にない」の割合が14.0%、「定期的に健康診断や医師の診察を受けるようにしている」の割合が12.9%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳で「なるべく体を動かすようにしている」の割合が高くなっています。また、療育手帳、重複して持っている人で「規則正しい生活を送るよう心がけている」の割合が高くなっています。



⑤ 通院などでお困りのことについて

全体でみると、「特に困っていない」の割合が46.7%と最も高く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」の割合が12.5%となっています。

通院などでお困りのことについて

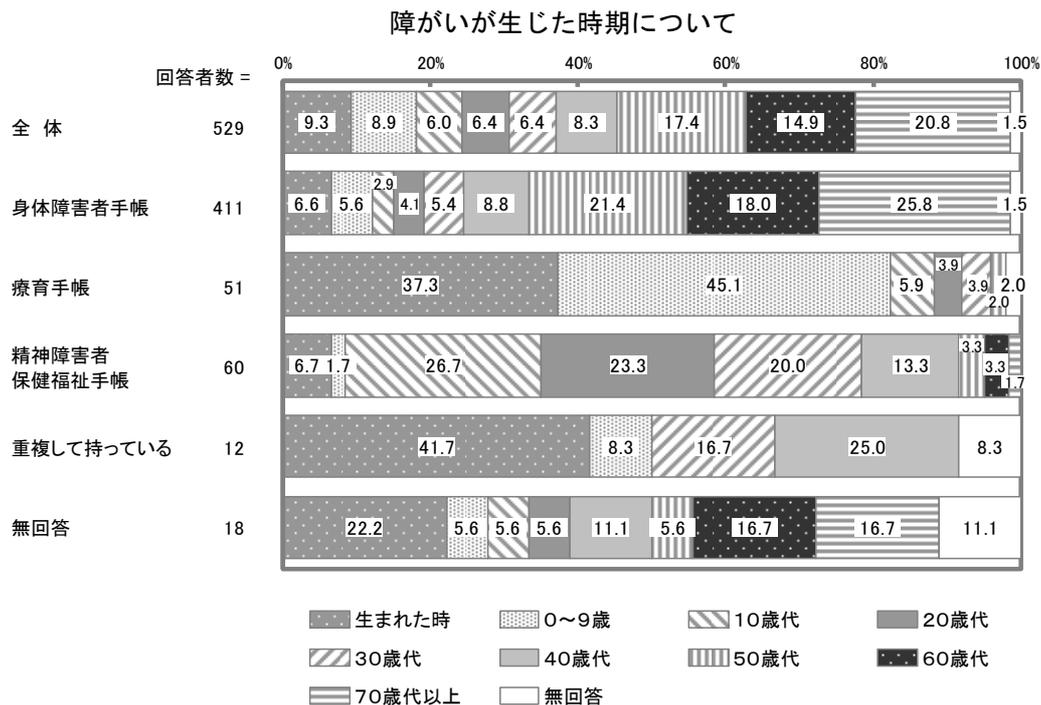
単位：%

区分	有効回答数(件)	通院するときに介助してくれる人がいない	身近にない 専門的な治療を行う医療機関が	身近にない 専門的なリハビリができる機関が	ちよつとした病気やけがのときに受け入れてくれる医療機関が身近にない	気軽に往診を頼める医師がいない	歯科診療を受けられない	医療費や交通費の負担が大きい	特に困っていない	その他	無回答
全体	529	5.9	12.5	7.9	4.0	7.6	2.8	9.8	46.7	5.5	18.0
身体障害者手帳	411	6.8	12.2	8.3	3.2	7.5	2.7	8.0	47.0	4.6	17.5
療育手帳	51	3.9	15.7	7.8	7.8	9.8	3.9	9.8	49.0	9.8	11.8
精神障害者保健福祉手帳	60	3.3	18.3	10.0	8.3	10.0	1.7	26.7	38.3	8.3	21.7
重複して持っている	12	8.3	41.7	33.3	16.7	33.3	—	25.0	8.3	8.3	25.0
無回答	18	—	11.1	11.1	5.6	11.1	5.6	5.6	38.9	5.6	33.3

⑥ 障がいが生じた時期について

全体でみると、「70歳代以上」の割合が20.8%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が17.4%、「60歳代」の割合が14.9%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「0～9歳」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で「70歳代以上」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「10歳代」「20歳代」「30歳代」の割合が高くなっています。



⑦ 障がいのある方が働くために必要なことについて

全体でみると、「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」の割合が38.9%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」、「障がい者にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」の割合が36.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」「生活できる収入を得ること」「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」「健康管理が充実していること」「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「通勤や移動に対して配慮や支援があること」の割合が高くなっています。

障がいのある方が働くために必要なことについて

単位：％

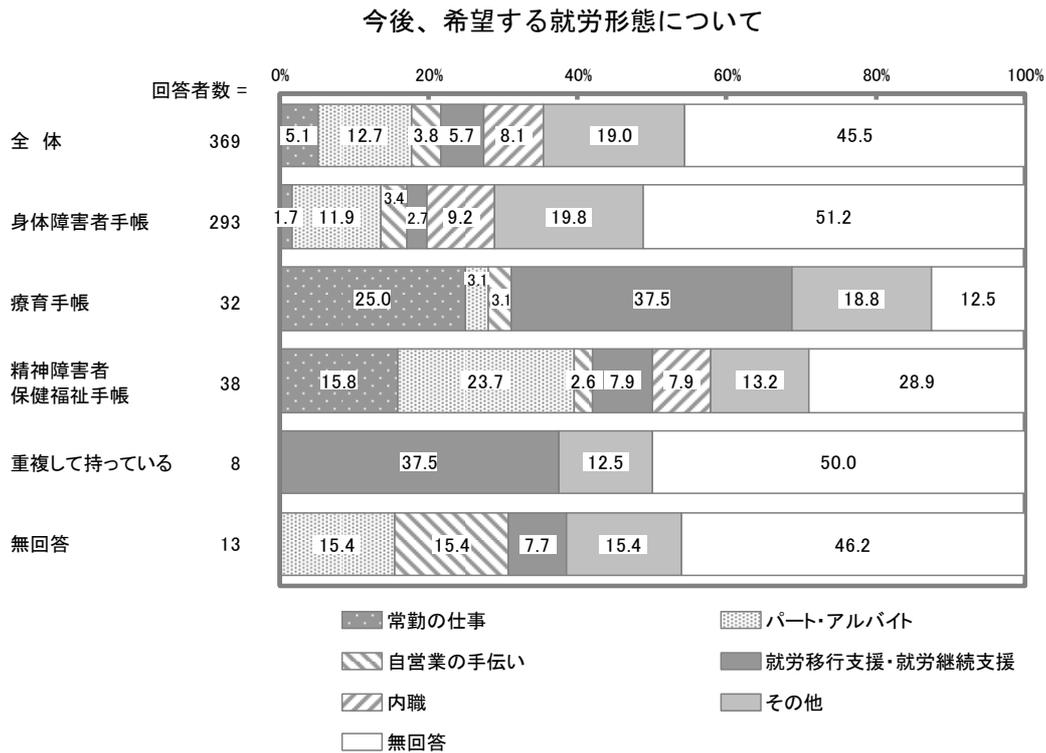
区分	有効回答数(件)	企業などが積極的に障がい者を雇うこと	障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること	障がい者にあつた就労条件(短時間労働など)が整っていること	生活できる収入を得ること	障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	自営業を希望する障がい者への支援が充実していること	通勤や移動に対して配慮や支援があること
全体	529	38.9	36.1	36.1	33.6	35.9	14.4	5.9	23.3
身体障害者手帳	411	36.3	35.0	33.3	28.0	31.6	10.9	5.6	19.7
療育手帳	51	54.9	49.0	47.1	58.8	58.8	31.4	9.8	56.9
精神障害者保健福祉手帳	60	55.0	38.3	55.0	55.0	55.0	25.0	8.3	23.3
重複して持っている	12	41.7	41.7	41.7	25.0	41.7	25.0	16.7	41.7
無回答	18	5.6	22.2	11.1	16.7	11.1	16.7	—	22.2

区分	働く場の紹介(斡旋)や相談が充実していること	健康管理が充実していること	就労移行支援や就労継続支援のサービスが整備されていること	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	就職に結びつく技術や知識を習得すること	障がいの特性や程度にあつた仕事を提供されること	特に必要ない	その他	無回答
全体	19.5	16.6	13.4	9.1	11.2	35.0	6.6	3.2	20.6
身体障害者手帳	16.5	15.1	9.7	6.3	9.2	32.6	7.1	2.7	22.9
療育手帳	31.4	23.5	41.2	29.4	21.6	52.9	2.0	5.9	3.9
精神障害者保健福祉手帳	33.3	25.0	23.3	16.7	16.7	48.3	5.0	3.3	11.7
重複して持っている	25.0	16.7	50.0	33.3	8.3	66.7	—	8.3	25.0
無回答	11.1	5.6	11.1	5.6	5.6	16.7	11.1	11.1	44.4

⑧ 今後、希望する就労形態について

全体でみると、「パート・アルバイト」の割合が 12.7%と最も高くなっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「常勤の仕事」「就労移行支援・就労継続支援」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。



⑨ 住みよいまちをつくるために必要なことについて

全体でみると、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が 33.4%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が 23.3%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の割合が 21.0%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、重複して持っている人で「入所施設や短期入所（ショートステイ）などの整備」の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の割合が高くなっています。

住みよいまちをつくるために必要なことについて

単位：%

区分	有効回答数(件)	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	サービス利用の手続きの簡素化	行政からの福祉に関する情報提供の充実	育成と資質の向上	保健や福祉の専門的な人材の育成	参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	活動の推進	在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	入所施設や短期入所(ショートステイ)などの整備	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	地域とともに学べる教育内容の充実
全体	524	33.4	23.3	21.0	9.7	2.9	1.9	18.7	10.7	7.8	1.1	
身体障害者手帳	409	33.3	23.2	20.8	9.5	2.4	2.0	21.8	10.8	7.3	0.2	
療育手帳	50	26.0	20.0	14.0	16.0	4.0	2.0	14.0	28.0	16.0	2.0	
精神障害者保健福祉手帳	60	41.7	28.3	30.0	8.3	5.0	1.7	6.7	6.7	5.0	5.0	
重複して持っている	12	16.7	16.7	8.3	16.7	—	—	33.3	50.0	16.7	—	
無回答	16	18.8	12.5	6.3	6.3	—	—	12.5	—	12.5	6.3	

区分	職業訓練の充実や働く場所の確保	障がいのある無にかかわらず、町民同士がふれあう機会や場の充実	障がいのある無にかかわらず、町民同士の整備・改善	利用しやすい道路・建物などの整備	障がい配慮した公営住宅やグループホームの整備など、生活の場の確保	災害時に備え、災害要援護者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	周りの人の障がいや病気の特性への理解	障がいのある方や家族の積極性	障がい当事者及び家族への支援	その他	無回答
全体	8.6	7.1	9.9	8.4	13.2	5.0	9.7	3.2	7.3	2.1	38.9	
身体障害者手帳	5.1	7.3	10.8	7.8	14.7	3.7	8.3	3.2	5.4	2.0	39.6	
療育手帳	20.0	—	12.0	16.0	14.0	12.0	8.0	4.0	22.0	4.0	24.0	
精神障害者保健福祉手帳	21.7	5.0	6.7	8.3	1.7	6.7	15.0	5.0	6.7	1.7	41.7	
重複して持っている	—	—	16.7	16.7	8.3	—	—	8.3	16.7	—	41.7	
無回答	6.3	25.0	—	6.3	12.5	6.3	25.0	—	18.8	—	56.3	

⑩ 外出のとき、不便に感じたり困ることについて

全体でみると、「特にない」の割合が27.2%と最も高く、次いで「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が27.0%、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合が19.3%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が高くなっています。また、重複して持っている人で「身体障がい者用のトイレが少ない・利用しにくい」「建物内の設備が利用しにくい（階段、案内表示など）」「介助者がいない・少ない」の割合が高くなっています。

外出のとき、不便に感じたり困ることについて

単位：%

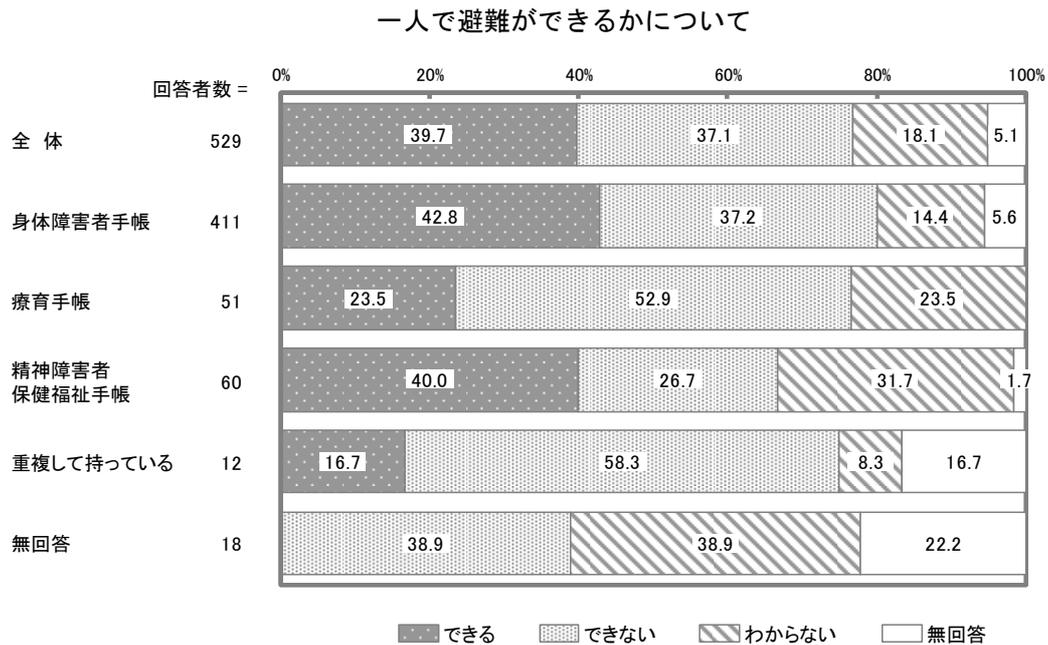
区分	有効回答数(件)	公共交通機関の利用が不便 路線がない、バスの便が 少ない、乗降が難しいなど	障がい者用駐車場 が不備、または少 ない	道路や建物などに 段差が多く、移動 しづらい	歩道に問題が多い（狭 い、障害物、誘導フロ クの不備など）	点字・音声案内な どの整備が不充分	身体障がい者用の トイレが少ない・ 利用しにくい	建物内の設備が利用 しにくい（階段、案 内表示など）
全 体	529	27.0	19.3	15.5	7.8	1.7	11.9	7.6
身体障害者手帳	411	24.8	21.9	16.8	7.1	1.9	13.1	8.0
療育手帳	51	33.3	7.8	11.8	7.8	—	19.6	11.8
精神障害者保健福祉 手帳	60	41.7	11.7	13.3	13.3	1.7	6.7	5.0
重複して持っている	12	25.0	8.3	25.0	8.3	—	41.7	33.3
無回答	18	11.1	11.1	11.1	5.6	—	—	11.1

区分	休憩できる場所が少 ない（身近な公園や 歩道のベンチなど）	外出するために は、たくさんお金 がかかる	周囲の人の目が気 になる、理解がな い	介助者がいない・ 少ない	特にない	その他	無回 答
全 体	15.5	11.5	6.0	5.5	27.2	3.8	13.0
身体障害者手帳	15.6	9.7	3.4	5.8	28.5	3.4	12.7
療育手帳	13.7	13.7	25.5	9.8	21.6	3.9	7.8
精神障害者保健福祉 手帳	18.3	26.7	8.3	3.3	21.7	6.7	13.3
重複して持っている	16.7	25.0	16.7	16.7	—	8.3	25.0
無回答	11.1	5.6	11.1	—	16.7	5.6	38.9

⑪ 一人で避難ができるかについて

全体でみると、一人で避難が「できる」の割合が39.7%と最も高く、次いで「できない」の割合が37.1%、「わからない」の割合が18.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、重複して持っている人で、「できない」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳で、「できる」の割合が高くなっています。



⑫ 避難するのに困ることについて

全体でみると、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が 33.5%と最も高く、次いで「困ることはない」の割合が 27.8%、「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」の割合が 14.7%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、重複して持っている人で「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」の割合が、療育手帳で「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」「災害時の情報入手・連絡の手段がない」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳で「困ることはない」の割合が高くなっています。

避難するのに困ることについて

単位：%

区分	有効回答数 (件)	避難場所まで行けない (坂や階段がある、 避難場所が遠いなど)	緊急時の 介助者がいない	介助している人が 高齢・病弱で 緊急時の 介助が できない	近隣の人間関係が 疎遠で お願いできない	災害時の緊急の 連絡方法・ 連絡先が わからない	災害時の 情報入手・ 連絡の 手段がない	困る ことはない	その他	無回答
全 体	529	33.5	12.1	10.8	5.5	14.7	14.0	27.8	6.2	16.4
身体障害者手帳	411	36.5	13.4	11.7	3.9	11.4	11.4	29.4	4.6	17.0
療育手帳	51	35.3	13.7	9.8	7.8	31.4	31.4	13.7	15.7	11.8
精神障害者保健福祉 手帳	60	15.0	6.7	8.3	13.3	25.0	16.7	28.3	8.3	16.7
重複して持っている	12	50.0	25.0	25.0	8.3	25.0	16.7	—	8.3	33.3
無回答	18	33.3	5.6	11.1	11.1	16.7	16.7	11.1	11.1	22.2

⑬ 地震など災害時に行政にしてほしいことについて

全体でみると、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」の割合が42.7%と最も高く、次いで「安否確認のため見回りをしてほしい」の割合が36.9%、「避難所への誘導をしてほしい」の割合が30.1%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、重複して持っている人で「障がい者対応の避難所を設置してほしい」の割合が高くなっています。また、療育手帳で「安否確認のため見回りをしてほしい」「避難所への誘導をしてほしい」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」の割合が高くなっています。

地震など災害時に行政にしてほしいことについて

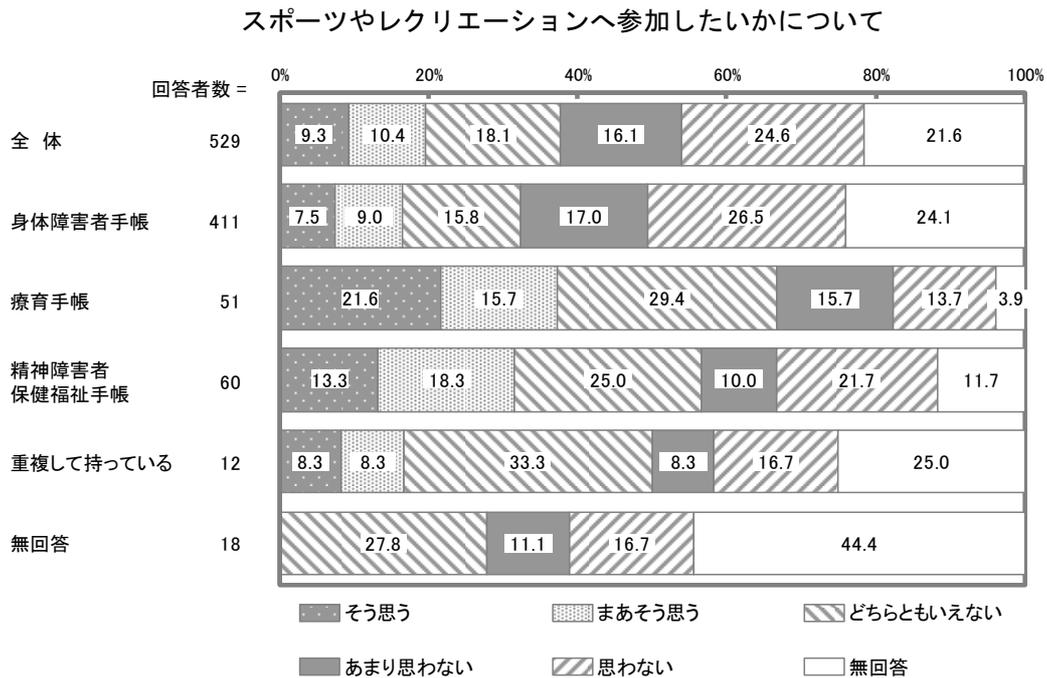
単位：%

区分	有効回答数 (件)	安否確認のため見回りをしてほしい	緊急時に適切な情報提供をしてほしい	障がい者対応の避難所を設置してほしい	避難所への誘導をしてほしい	特になし	その他	無回答
全 体	529	36.9	42.7	27.6	30.1	13.2	1.7	12.7
身体障害者手帳	411	36.3	43.6	26.0	28.7	13.4	1.2	13.1
療育手帳	51	49.0	35.3	49.0	45.1	7.8	2.0	5.9
精神障害者保健福祉手帳	60	36.7	48.3	26.7	30.0	16.7	3.3	8.3
重複して持っている	12	33.3	41.7	58.3	33.3	—	—	25.0
無回答	18	16.7	27.8	27.8	22.2	5.6	5.6	38.9

⑭ スポーツやレクリエーションへ参加したいかについて

全体でみると、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が19.7%、「どちらともいえない」の割合が18.1%、「思わない」と「あまり思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が40.7%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で“そう思う”の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳で“そう思わない”の割合が高くなっています。

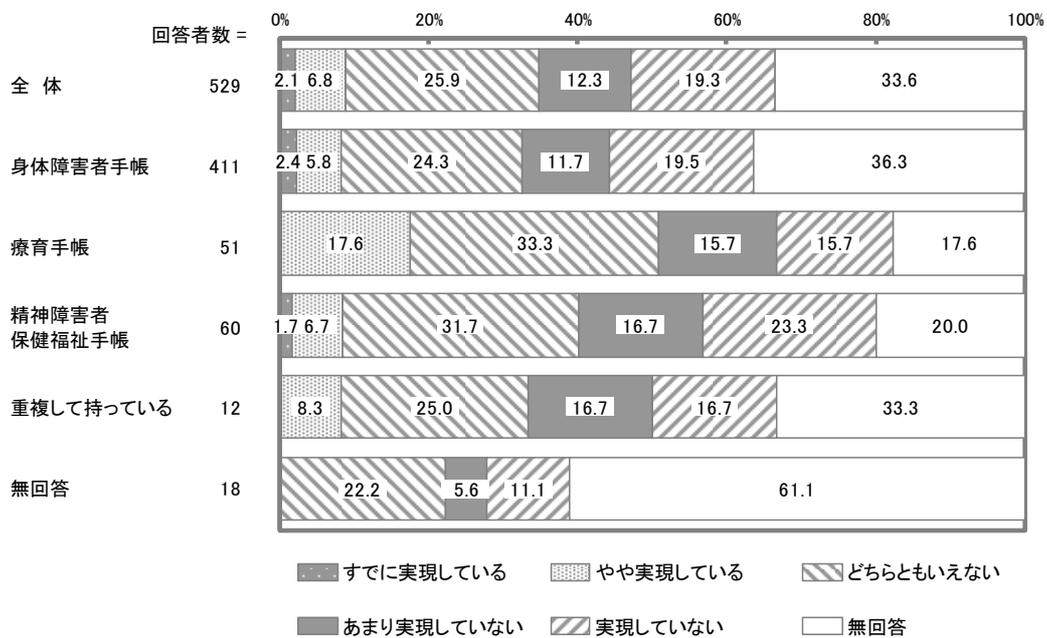


⑮ スポーツやレクリエーションが現実実現しているかについて

全体でみると、「すで実現している」と「やや実現している」をあわせた“実現している”の割合が 8.9%、「どちらともいえない」の割合が 25.9%、「実現していない」と「あまり実現していない」をあわせた“実現していない”の割合が 31.6%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で“実現している”の割合が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳で“実現していない”の割合が高くなっています。

スポーツやレクリエーションが現実実現しているかについて





第3章

計画の考え方

1 計画の理念

「御嵩町第五次総合計画」では、方針別基本計画「みんなが支えあうまち」の「誰もが安心して暮らせるまちにする」の中で、これからの障がい者福祉施策の基本的な考え方を明示しています。

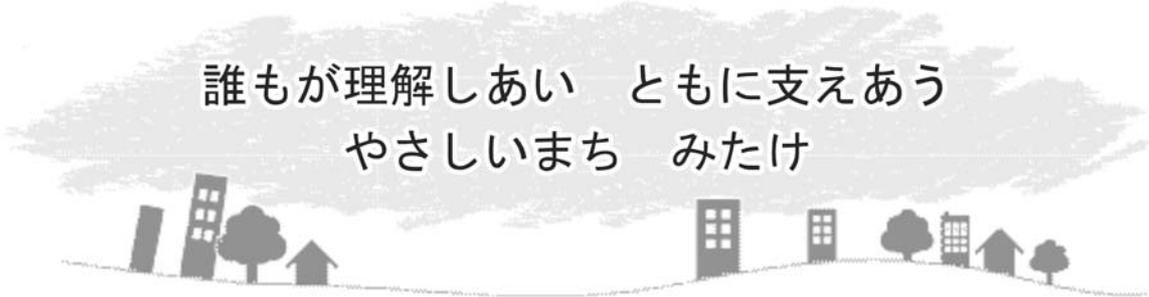
また、サービスを受けるだけでなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

本町では、障がいのある人もない人も、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことのできるまちをめざし、障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。しかし、少子高齢化が進展する中、障がい者の高齢化、障がいの重度化、重複化により福祉ニーズは複雑・多様化しており、多様なサービスが求められています。

本計画においては、障がい者が地域で安心して暮らすため、差別の解消等の理解促進や切れ目のない支援を実現することで、誰もが理解しあい、身近な地域でともに支えあう共生社会を目指します。

基本理念

誰もが理解しあい ともに支えあう
やさしいまち みたけ



2 計画の基本的視点

(1) 地域での共生

障がい者が地域で安心して生活できるまちの実現に向け、障がい者や障がいについての理解を促進します。障がい者への差別や偏見は低くなっていますが、いまだに残っており、障害者差別解消法の施行も踏まえて、地域のあらゆる場所での理解促進、合理的配慮を徹底していきます。また、ハード・ソフトの両面から様々な妨げとなるものを取り除いていく施策を展開する必要があります。

(2) サービスの提供体制の充実

障がい者が身近な場所で自分が望むサービスを利用し、地域で安定した生活を送ることができるよう、サービスの質・量の充実を図ります。また、親亡き後の体制づくりや、障がい者の地域移行を踏まえ、障がいや個々の特性に応じた、福祉サービスの提供及び情報提供や相談体制等を整備し、一人ひとりのニーズにあった支援体制づくりを推進します。

障がいのある児童については、ことばの教室、ワイワイひろばなど子どもの療育や相談支援の充実、さらに保健・医療・保育・教育について、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

(3) 就労、社会参加の促進

障がい者が個々の状態や能力に応じて、就労できるよう、障がい者の就労支援の促進、周囲の理解等働きやすい環境づくりに取り組みます。また、障がい者が地域の中で、自分の能力を最大限に発揮し、社会の中でいきいきと活躍していくため、就労・外出・コミュニケーション等への支援を促進し、積極的に社会参加できる環境を整備します。

(4) 地域における支援体制づくり

すべての町民が障がいや障がい者に対する理解を深め、地域で助け合い、支え合うことで、障がい福祉の増進と浸透を進めていけるよう、行政だけでなく地域との協働による支援体制づくりを積極的に推進します。災害時については地域の見守り体制や災害時の避難体制の充実を図ります。

3 計画の体系

〔 基本理念 〕

誰もが理解しあい
ともに支えあう
やさしいまち
みたく

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕





第4章

第3期障がい者福祉計画

1 共生に向けた差別の解消と交流の促進

現状と課題

地域の中で障がいがあることによる差別や偏見は今日においても依然として残っています。

アンケート調査によると、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じるかについて、精神障害者保健福祉手帳、重複手帳所持者で「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が高くなっています。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすことが必要です。また、地域のイベント等の参加を促すとともに、障がいや障がいのある人への周知・啓発を徹底することが重要です。

また、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用を促進することが重要です。

障がいのある人への虐待は人間としての尊厳を損なうものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、障がいのある人に対する虐待を防止することが、極めて重要であると言えます。

アンケート調査によると、虐待を受けたことがあるかについて精神障害者保健福祉手帳で「受けたことがある」の割合が高くなっています。

平成23年、障害者虐待防止法が公布され、障がい者の権利擁護のための法整備が進んできています。

虐待防止を推進していくため、町民や事業者への意識啓発が必要です。

加えて、地域活動やスポーツ・文化活動は、障がい者の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。

アンケート調査によると、障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこととして、「参加しやすいように配慮すること」の割合が37.8%と最も高くなっています。

本町においては、地域交流の促進、学校における福祉教育の強化等を進めていますが、障がい者との交流が少ないという状況があります。

今後も、関係機関や事業所等と連携しながら、障がいのある人の能力や個性をより引き出していくためのプログラムの充実を図っていくとともに、地域住民への意識啓発や参加促進により、一層の多様な交流が行われる地域の中で、参加できる場を充実させることが必要です。

さらに、障がい者の支援ニーズは高く、日常生活を支え、ふれあいのある豊かな暮らしを生み出すために、ボランティア活動は欠かせないものです。

本町においては、高齢者ボランティアポイント制度「げんきボランティア65」や、社協だより内「ボラ通信」、ホームページにおけるボランティアのPR、福祉体験学習等を実施していますが、障がい者の支援に携わる養成講座が開催されていないという現状があります。

今後、町民のボランティア活動への理解を深め、参加を啓発するとともに、ボランティアに参加しやすい環境整備が必要です。また、ボランティア養成講座修了者をボランティア活動の実践の場につなげていくことが重要です。

基本方針

障がいについて正しい知識・認識を普及するとともに、障害者差別解消法を踏まえ障がいを理由とする差別の禁止に向けた取り組みや合理的配慮の推進を行います。

また、障がいのある人、高齢者、子ども、生活困窮者など支援が必要な人に対し、NPO・ボランティア活動、地域での助け合い、支え合い活動を推進し、誰もがいきいきとともに暮らせる地域を目指します。

施策の方向

① 差別の解消と合理的配慮の推進【重点施策】

○ 障がい及び障がい者に関する理解の普及

- すべての町民が共生できる社会づくりを推進するために、広報紙「ほっとみたけ」や「社協だより」等を有効利用することにより、障がい及び障がい者に関する広報・啓発活動の充実に努めます。
- 日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を講演会、広報等を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実に図ります。
- 行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の対応を図れるよう役場職員に向けた研修等を実施します。
- 障がい者支援のボランティア活動等の推進に努めます。
- 障がい者及びその家族などが組織する団体の活動について支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
- 各障がい者団体の代表と障がい者福祉関連全般について意見交換の場を設け、施策への反映などに配慮します。

② 権利擁護の推進

○ 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度による支援を必要とする障がい者やその家族に対し、情報提供に努めます。また、判断能力が不十分で適切に福祉サービスを利用することが困難な障がい者について、積極的に法定後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行い、障がい者の身上監護を図ります。

○ 障がい者虐待防止等の啓発活動の推進

- ・町民に対し障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した場合の通報義務等必要な事項の周知を図るとともに、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待があった場合に迅速に対応ができるよう対応マニュアルの作成を図ります。

③ 地域福祉活動の推進

○ 地域交流の促進

- ・障がい者と地域の交流を促進するため、障がい者団体、障がい者施設が地域住民とともに行う各種行事の開催を積極的に支援します。
- ・障がい者施設の近隣自治会へも積極的に働きかけを行い、参加を促すとともに、小中学校との交流会や体験会の開催なども働きかけを行います。

○ 地域ささえあいネットワークの活用

- ・だれもが自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、高齢者をはじめとする地域住民全体の地域の中での支え合いの体制づくりを推進するために、今後も地域ささえあいネットワークを活用し、充実に努めます。

④ 福祉教育の充実

○ 学校における福祉教育の強化

- ・ 社会福祉協議会との連携を図り、児童生徒に対して障がい者の理解を深めるために、実体験を重視した授業を展開し、総合的な学習以外でも障がいに対しての正しい理解を促します。
- ・ 子どもが地域の障がい者や高齢者に働きかける活動を行います。

○ 交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学校と連携を取り合いながら障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の共同体験を進めます。特別支援学校と小中学校の交流を前進させて互いの理解をさらに深めます。

⑤ ボランティア活動の推進

○ ボランティアセンター機能の充実

- ・ ボランティア活動に関する情報提供に努めるとともにボランティアのコーディネート体制の充実に努めます。
- ・ 高齢者をはじめとする全ての住民が地域の中で支え合って暮らしていくための体制づくりの重要な手段として、ボランティア活動の推進を今後も社会福祉協議会と連携して行います。

○ ボランティアの養成

- ・ 障がいに関する制度などの講座を開催し、障がいに対する理解を深めます。
- ・ SNS等を活用し、情報発信に努めます。福祉教育をさらに充実させすべての学校が実施・参加してもらえるように内容も検討していきながら進めます。

○ ボランティア活動に対する支援

- ・ ボランティアのスキルアップを目的とした講座の開催に努めます。
- ・ ボランティア間での交流の場を設けるなど、より良い活動ができる支援に努めます。

2 保健・医療の充実

現状と課題

障がいは、疾病が原因のひとつであることもあり、健康診断などの充実により、生活習慣の改善が必要となります。

アンケート調査では、健康を維持するために最も心がけていることとして、「なるべく体を動かすようにしている」、「定期的に健康診断や医師の診察を受けるようにしている」等の意見があります。

そのため、生涯を通じた健康づくりの推進に向け、「自分の健康は自分でつくる健康づくり」の普及啓発が必要ですが、健診の受診自体が困難な障がい者にとっては、受診をサポートする機器の活用を図るなど、安心して健診を受けられる体制づくりが求められます。

また、障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行える地域の医療機関相互の連携の強化を図る必要があります。

アンケート調査では、通院などでの困りごととして、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」という意見もあります。

そのため、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していくために、在宅でも医療やリハビリテーションが切れ目なく受けられるよう、医療と介護、福祉サービスの相互の連携強化が必要とされています。

地域で生活する精神障がいのある人とその家族を支援し、精神障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉サービスなどの関係機関と情報を共有するなどの連携をしながら支援していくことが必要です。また、必要となる情報の提供や相談体制の充実、サービスの利用援助など、精神障がいのある人の地域生活支援に向けた取り組みが必要です。

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、対象となる疾患の範囲が拡大し、患者数の増加が見込まれるため、適切なニーズ把握と支援の提供が必要です。

基本方針

保健センター、医療機関、福祉関係機関などの連携を推進し、年代やライフステージに応じた健康教育、健康相談等を充実し、障がいや疾病の予防、早期発見、治療、各種福祉制度の周知に努めます。

また、障がいの発見から療育へ円滑に移行できるよう、連携体制を一層充実し、早期発見、治療などを実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

保健所と連携し、難病患者やその家族への支援を実施します。地域住民や関係事業所に対し、発達障がいの正しい知識やその特性と支援のあり方について、理解の促進に努めます。

施策の方向

① 障がいの発生予防

○ 健康診査・保健指導などの充実

- ・各種健診・がん検診の意義や重要性についての周知啓発を図り、企業や医療機関等と連携し受診率向上を目指します。また、年代やライフステージに合わせた健康づくり事業を推進します。
- ・健（検）診結果に基づき、生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨など行動変容につながるような保健指導の充実を図ります。

② 早期発見・早期療育体制の確立

○ 母子保健や健康等相談の充実

- ・ハイリスク妊婦の方への支援の強化を行い、電話・訪問などで支援します。
- ・健診を行うだけでなく、必要な相談・支援につながるよう関係職種等の連携も密にしていきます。

○ 発達相談の強化

- ・臨床発達心理士などの専門職種を確保し、継続して相談が受けられる体制を整備します。関係機関との連携を強化します。

○ 医療体制の強化

- ・地域の小児医療機関また、2次小児医療機関、3次小児医療機関とも連携を強化し安心して地域で生活が送れるよう体制を強化していきます。

③ 精神保健・医療施策の推進

○ 精神保健に関する理解の推進と環境の整備

- ・こころの健康や精神障がい等に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

○ 障がい者に対する医療の充実

- ・住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉など関係機関との情報共有を図るなど連携を推進していきます。

④ 難病対策の推進

○ 難病に関する理解の推進と支援の充実

- ・保健所をはじめとした関係機関との協力・連携を強化し、難病患者・家族に対する福祉サービスの充実に努めます。
- ・町の相談窓口を設置し、普及啓発に努め、支援の充実を図っていきます。

3 療育・保育・教育の充実

現状と課題

幼児期の障がいの適切な治療や療育のためには、早期発見が重要となります。

アンケート調査では、障がいが生じた時期について、療育手帳の所持者では「0～9歳」の割合が高くなっています。

本町では、幼児期に保健センターでの健康診査やワイワイひろば・幼児相談等からことばの教室へつないだり保育園・幼稚園との連携を図っています。

今後も障がいや疾病の早期発見・早期療育などのために、障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

また、保育園や幼稚園、学校においては、個別の対応や適切な指導を必要とする子どもが増加しています。障がいのある児童については、就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じたきめ細かな支援を進めていくことが重要です。

現状として、小学校においては、通級児童が多くなり、指導時間の確保が難しい状況も伺えます。

そのため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化が必要です。

また、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）を踏まえ、こうした子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが求められています。

基本方針

乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障がいの軽減や健やかな成長を支援します。

保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない連続性のある教育指導の充実を図ります。障がいのある児童の進路選択時における、保護者への相談支援体制の充実を図ります。

また、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関との連携を図ります。

施策の方向

① 療育機能の充実

○ 療育機能の強化

- ・専門医療・療育等が必要な児童については、医療機関、保健所、子ども相談センター、保健センター、保育園、幼稚園、学校、ことばの教室など関係機関との連携を密にし、障がいの実態に応じた療育指導に努めます。
- ・療育機関の体制を強化し、児童発達支援センターを設置します。

② 障がい児保育の充実

○ 相談体制の強化

- ・保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、早期からの教育相談の充実に努めます。ことばの教室へ通っている子どもで、医療へつながっているケースに関しては、連携を図っていきます。

○ 早期教育の充実

- ・障がいのある子どもの健やかな発達を保障するため、保健・医療・福祉・教育の関係機関と保護者が密接な連携を図り、一人ひとりの特性や成長段階に合わせた教育、療育が受けられるよう努めます。

○ 各関係機関との連携において継続的、個別的な指導

- ・保護者と子どもの発達について、早期に相談できる体制を整え、各関係機関と連携し、継続的、個別的な指導に努めます。

○ 保育園・幼稚園の充実

- ・障がいのある子どもの個々の状態に応じて適切な保育が受けられるように配慮し、個別支援計画による状況に応じた様々な支援の充実を関係機関と相互に連携しながら推進します。また、受け入れ体制を充実させるため、保育士等が各種研修会に参加するなど、保育に携わる人材の資質の向上を図ります。

③ 障がい児教育の充実

○ 就学・就労支援及び相談体制の整備

- ・障がいの早期発見・早期療育の推進を図り、乳幼児期から学童期、卒業後など一貫した相談支援体制がとれるよう各相談支援機関の連携を図り、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を行います。

○ 発達障がい児への支援

- ・自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいを有する障がい児について、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などとの連携により、地域における体制等を整備し、生活支援を図ります。

○ 特別支援教育体制の充実

- ・LD（学習障がい）、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症などの障がいをもつ児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。

○ 専門機関など幅広いネットワークの確立

- ・医療機関、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）、福祉機関など、幅広いネットワークを構築し、各学校への支援に取り組みます。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置し、関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための体制を構築します。
- ・一貫した支援体制、相談支援のネットワークを強化し、基幹相談支援センターとの連携を図りながら体制をさらに整備していきます。

○ 教職員などの指導力向上

- ・LD（学習障がい）、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症などを含めた様々な障がいについて、教職員などの指導力を向上するため、研修の充実を図ります。
- ・専門家を招き具体的な事例に基づく研修を通して特別支援教育についての実践力を高めます。

④ 切れ目のない支援の仕組みづくり【重点施策】

○ 御嵩町発達障がい児ネットワーク事業の構築

- ・児童発達支援センターと連携を図ります。
- ・コーディネーターを設置し、町内関係機関との連携を図ります。
- ・乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の体制整備を図ります。
- ・進学や卒業による各ライフステージにおける途切れのない支援につなげていくために、相談支援で一環した関わりがもてるような体制の整備を行います。

○ 関係機関と連携強化

- ・特別な支援が必要な子どもの保育や教育にあたり、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援に努めます。
- ・個別の教育支援計画を各園各校で共通したものを作成し、幼保小中高において支援体制の引き継ぎを確実にいき、連携を図ります。通級指導を充実させ、保護者のニーズに応えます。
- ・保健センターの相談で専門職が関わり、ケース会議等にも専門職（臨床発達心理士）の助言をいただくことで、充実を図ります。

4 雇用・就労の促進

現状と課題

本町では、労働意欲のある障がい者のために相談事業所等と連携をとり、その充実に努めており、今後も、障がいのある人が、経済的に自立し、生きがいを持ち、地域で暮らしていくため、事業主や町民の、障がいや障がいのある人の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援にかかる施策の推進が必要です。

アンケート調査では、障がいのある方が働くために必要なことについて「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」が約4割と最も高く、次いで「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」、「障がい者にあった就労条件（短時間労働など）が整っていること」となっています。

障がい者雇用において、障がいの特性や必要な配慮を理解したうえで、適切な雇用が行われるよう、企業の理解や意識の向上や、制度などの周知啓発が必要です。

福祉的就労の場は、日中の活動の場、社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として貴重な存在です。

アンケート調査では、今後、就労形態の希望をみると、療育手帳所持者で「就労移行支援・就労継続支援」の割合が高くなっています。

就労を希望する障がい者からの要望も多いことから、広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ、今後も需要を把握しつつ、整備の促進に向けた取り組みが必要です。

平成30年度には改正障害者雇用促進法が施行され、法定雇用率の算定基礎の見直しがあることから、障がいのある人の就労者数は増加すると予想されます。さまざまな障がいのある人が就労を継続するためには、就労した後の生活上の支援ニーズも多様化すると予測されます。

基本方針

障がいのある人が障がいの種類や程度、各人の能力・特性に応じた就労ができるよう、商工会や、ハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大を企業に働きかけ、安定した雇用ができるよう努めます。

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を障害者就業・生活支援センターと連携し推進します。身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。

施策の方向

① 障がい者雇用の促進

○ 職業相談・指導の充実

- ・就労意欲を持つ障がい者が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、適切な職業相談・指導の充実に努めます。
- ・窓口においても就労場所の紹介などを行い、相談の充実に努めていきます。

○ 職域拡大・環境改善の促進

- ・障がい者雇用の促進に努めます。また、就労後の職場定着を進めるため、事業主に対して障がい者が作業しやすい環境の改善とともに、適切な雇用管理を促します。

○ 一般企業への障がい者雇用の促進

- ・町内の民間企業や事業主に対し、障がいへの理解を促し、ハローワークや就労移行（継続）支援事業者と連携し、雇用促進に努めます。
- ・国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置、支援制度について広報やホームページなどを積極的に活用し、周知を図ります。また、障がい者の雇用に関して、事業主はもとより町民に対しても、広く理解と協力を得るための啓発活動を積極的に展開します。

○ 就職支援の充実

- ・関係機関との連携を図るとともに、職業紹介等を積極的に推進し、一層の就労支援を行います。
- ・就労支援の一環として、特別支援学校の学生の職場実習などを役場で積極的に受け入れます。

○ 行政（役場）での採用

- ・行政（役場）は、障がい者の実雇用率の達成維持を目指して町職員の計画的な採用を行います。
- ・職員募集時における障がい者枠の設定を検討します。

② 福祉的就労の充実

○ 福祉的就労場所の確保

- ・身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、近隣市町と連携し、通所による就労移行・就労継続支援施設等を整備します。

③ 就労定着支援

○ ジョブコーチの活用推進

- ・障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を推進します。

○ 就労後の相談体制の構築

- ・「障害者就業・生活支援センター」や障がい者を雇用する企業等との連携の充実を図り、就労後も相談援助等を行うことのできるフォロー体制の構築に努めます。

5 福祉サービスの充実

現状と課題

平成 18 年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成 25 年には障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

そのような中で、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしつづけていくためには、ニーズに応じた自立した生活を支える各種生活支援が重要です。

アンケート調査では、障がいのある方にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が3割と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」等となっており、障がいの種類や個々人の生活環境等状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

障がいのある人が、地域において自立し安定した生活を送るためには、住まいの確保と整備が重要です。

そのため、住み慣れた家で安全に生活できるようにするため、さらに介助者の負担軽減のために、住宅改修の相談や利用促進を図ることが必要です。

また、障がいのある人や保護者の高齢化に伴い、グループホームなど、親が亡くなった後の住まいの整備が求められます。

発達障がいは、障がいの程度や現れ方がさまざまであり、幼児期・学齢期・成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。発達障がい者が地域の中で生き生きと暮らしつづけていくためには、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制を充実させていくことが重要です。

また、障がい者の権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の促進の取り組み等を業務内容とした「基幹相談支援センター」の設置が必要です。

基本方針

障がいのある人やその家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくため、基幹相談支援センターの設置などを進めます。

また、在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

施策の方向

① 相談支援体制の充実

○ 総合相談支援体制の整備

- ・総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組み、障がい者の権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の促進の取り組み等を業務内容とした「基幹相談支援センター」を設置します。

○ 相談員の活用

- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等と随時ケース会議を開催し、適切な情報提供を行うとともに、緊密な連携を図り、障がい者やその家族の不安解消を図ります。

○ 自立支援協議会の充実

- ・地域の福祉・保健・医療・教育・就労等の専門的な知識のある関係機関から構成する自立支援協議会を通して、支援方法の検討や他機関との連携を強化するなど対応方法を充実させることに努めます。

② 生活支援体制の整備

○ あゆみ館の機能強化

- ・知的障がい者の雇用の場の確保、自活に必要な訓練、機能回復など自立と社会参加の促進を支援するため、「御嵩町障害者支援多機能事業所 あゆみ館」の機能強化を図ります。

○ 地域生活支援拠点の整備

- ・相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を備えた地域生活支援拠点の整備をします。

○ 手帳取得によるサービスの利用促進

- ・手帳取得により受けることができるサービスについて、手帳交付時やホームページ、広報紙などにより適切に広報することで申請等を促し、障がい者やその家族の負担を軽減します。

○ 苦情解決の支援

- ・福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、公正・中立な第三者機関として、苦情解決援助を行う岐阜県社会福祉協議会の運営適正化委員会の周知を図り、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。

○ 日常生活自立支援事業の利用促進

- ・判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理などを支援します。日常生活支援事業を利用する方は年々増加の傾向にあり、今後も普及・啓発に努めていきます。高齢化やニーズも多様化している現状であり、安心して生活を送れるためのサポートとして利用を進めていきます。

③ 施設入所から地域生活への移行支援

○ 生活の場の確保

- ・地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を行います。

○ 日中活動の場の充実

- ・日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する放課後等デイサービス事業所、創作的活動や生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的にした作業所など、障がい者の日中活動の場の拡充を図ります。

○ 移動支援の充実

- ・障がい者が余暇活動の充実、社会参加または日常生活において円滑に外出できるよう、障がい者の移動を支援する移動支援事業の充実を図ります。

○ 障がい福祉計画に基づく施策の推進

- ・障がい福祉計画に基づき、施設との連絡会議や連携を行い、施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進できるようにしていきます。

④ 情報・コミュニケーション体制の整備

○ 情報提供の充実

- ・町の広報やホームページについて、大きな文字を使用するなどの工夫をして障がい者を含めた誰もが読みやすい、わかりやすい紙面づくりに努めます。
- ・多種多様な障がい者福祉サービスについて、広報、ホームページ、リーフレットの配布などにより一層の周知を図ります。

○ コミュニケーション支援体制の強化

- ・相談体制の強化を図るとともに、岐阜県聴覚障害者協会等と連携を図り、手話奉仕員をはじめとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・養成・活用を推進します。

○ コミュニケーション支援の充実

- ・聴覚機能障がいなどのため、日常生活において意志の疎通を図ることに支障がある身体障がい者の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣体制をさらに充実します。

6 生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが必要です。

アンケート調査では、外出のとき、不便に感じたり困ることとして「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が約3割、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」が約2割となっています。

今後、障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して快適に暮らせるよう、引き続き、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図っていくことが必要です。

また、地域で安心・安全に日常生活を送るためには、障がいの特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がい者自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障がい者の安心・安全を守っていくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、災害等の緊急時に、一人で避難できない人の割合が約4割半となっており、安全に避難できない理由について、「避難場所まで行けない」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」等となっています。

また、地震などの災害時に行政にしてほしいこととして、「緊急時に適切な情報提供をしてほしい」が約4割と最も高く、次いで「安否確認のため見回りをしてほしい」、「避難所への誘導をしてほしい」となっています。

今後、災害時の支援体制の強化として福祉避難所の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化が必要です。

また、防犯に対する意識啓発や、関係機関や地域住民との連携・協力による見守り、障がい特性に配慮した防犯対策が必要です。

基本方針

障がい者をはじめ、地域に住むすべての人が、不便を感じることなく日常の生活を送ることができるよう、公共性の高い施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人とない人が地域でともに支え合う体制づくりを目指します。

施策の方向

① 福祉のまちづくりの推進

○ バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進

- ・現庁舎への必要な改善を継続して行うほか、庁舎の建て替えにあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの採用などに留意し、関係団体等の意見も聴取しながら計画を推進します。
- ・新庁舎は関係法令に適合していることはもちろんのこと、利用者の利便性に最大限配慮されている建築物とすることを目標とします。

○ 道路の整備

- ・計画的な舗装修繕や区画線などによる安全対策により、安全な歩行環境の確保に努めます。

○ 歩道や公園等の整備

- ・歩道や公園の維持修繕や長寿命化修繕に際し、障がい者が安全かつ快適に利用できるよう配慮した整備に努めます。

② 防災・防犯体制の整備

○ 防災意識の普及・啓発

- ・障がい者を援助するための防災知識をよりきめ細かく啓発をすることにより、町民に対する障がい者への理解を深めていきます。

○ 防災ネットワークの整備

- ・防災訓練や、自主防災組織活性化研修会等において災害弱者に対する支援の大切さについて啓発していきます。
- ・自治会と連携し、個別支援プランの作成を図ります。

○ 自主防災組織等の育成

- ・防災・防犯対策には、地域や隣近所の協力と助け合いが不可欠であり、地域住民により組織される自主防災組織の構築をします。また、防災ボランティアの育成について社会福祉協議会と連携を図ります。
- ・防災コミュニティセンターの平日昼間については社会福祉協議会の職員が管理することにより、万が一災害が発生した際には迅速にボランティアセンターの立ち上げにつなげ、平常時には防災ボランティアの育成及び活躍の場として活用していきます。

○ 防災リーダーの育成

- ・地域防災の中心的な役割を担う「御嵩町防災リーダー」の育成を図ります。
- ・「防災リーダー会」の効果的な活動を推進し、自助・共助の原則のもと、会が自立し活動していくよう支援します。

○ 情報連絡体制の確保

- ・障がい者に対する災害に関する緊急情報の連絡体制の整備、地域防災拠点・避難所などにおける情報連絡体制の確保について、障がい者、障がい者団体、ボランティア団体等との連携を図ります。

○ 避難所の確保

- 指定避難所での集団生活が困難な障がい者に対し、指定避難所以外の避難場所を確保するとともに、医療機関と連携による福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。
- 障がい者の受け入れ可能な施設を避難所とすることで、災害時の障がい者の支援を行います。

7 文化芸術活動・スポーツ等の振興

現状と課題

スポーツや文化活動は、障がいのある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなります。

アンケート調査によると、スポーツやレクリエーションをしたい人に比べ現実として実現している割合は低くなっています。

そのため、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、関係団体、地域組織等との連携を図り、レクリエーションなど機会の充実や情報提供、活動を支援するとともに、参加しやすい環境づくりが必要です。

基本方針

障がいのある人がスポーツ、文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加するスポーツやレクリエーション、文化・芸術サークル等を支援します。

また、障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進し、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を図ります。併せて、指導者などの人材育成を推進していきます。

施策の方向

- ① スポーツ・レクリエーション活動の振興
- スポーツ・レクリエーション活動の拡充・支援
 - ・各種団体（体育協会、スポーツ文化倶楽部等）と協力して、障がい者・健常者の区別なく参加可能な競技やローカルルールを検討し、大会等で検証します。
- 指導者の養成
 - ・スポーツ推進員に限らず、体育協会、スポーツ少年団でも障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成を推進します。
- 活動への支援
 - ・障がい者が気軽に参加できる種目を検討し、社会福祉法人や支援団体等へ情報提供します。

② 芸術・文化活動の振興

○ 芸術・文化活動の活性化への支援

- ・ 芸術・文化活動の充実を図り、各種施設での生涯学習活動と連動する形で、新たな行事やイベントの実施、情報提供サービスの充実、障がい者の活動に対する支援の推進など、一層の参加支援に努めます。
- ・ 広報による講座等の案内を実施するなど参加者の拡大に努めます。

○ 指導者の養成

- ・ 障がい者の芸術・文化活動において、幅広い視野に立った指導者や活動を支えるボランティアなど、人材育成及び確保に努めます。
- ・ ボランティア養成講座等を計画し実施していきます。

○ 生涯学習活動の充実

- ・ 各種講座等に障がい者が参加できる内容の検討、主に会場となる各公民館のバリアフリー化、社会福祉協議会等と連携した事業実施体制の整備に努めます。

8 推進基盤の整備

現状と課題

障がいのある人の地域での生活を支援するためには、介護や家事援助等の福祉サービスや、施設職員、保健・医療従事者、行政職員等の障がいへの理解に加え、専門性の向上や、点訳・音訳や手話通訳、要約筆記等の専門職者の養成・確保が求められています。

現在、職員の研修については、岐阜県市町村研修センターの実施する研修に職員を派遣するなど、人材の育成に努めています。

また、県と連携しながら第三者評価事業も実施しており、サービスの評価に取り組んでいます。

本計画の実施については、市民の理解と協力を得て、国・県・町及び民間がそれぞれの役割のもとに、連携を密にし、施策を推進することが必要です。

基本方針

障がい者が地域で生活するためには、介護や家事援助等福祉サービスの充実や、施設職員、保健・医療従事者、行政職員等の人材の育成・確保に努めます。

また、点訳・音訳や手話通訳、要約筆記等の専門職者の確保・充実に努めます。

施策の方向

① 各種専門分野の充実

○ 専門職種（人材）の確保・養成、サービスの質の向上

- ・各種研修・講習会に参加し、人材育成に努めていきます。個別事例相談に対応できる人材の確保・養成を推進していきます。
- ・担当職員の能力向上のための研修に係る情報収集及び提供を行います。

○ 各種養成研修への参加促進

- ・障がい者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、障がい者福祉サービスや相談支援を提供する者、これらの者に対して必要な指導を行う者の育成を目的とした各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の促進を図ります。

○ 第三者評価事業の整備

- 事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の実施を岐阜県と連携、推進し、障がい者福祉サービス事業者の質の向上を図ります。

○ 公共サービス従事者の理解促進

- 知識・理解を向上させるため、担当職員の研修派遣がしやすいよう環境をつくります。



第5章

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

1 基本指針について

(1) 国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障がい者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、次に掲げる点に配慮して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保健、医療、保育、教育、就労支援、障がい福祉等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・ 障がい児相談支援の提供体制の確保

基本指針においては、計画において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

2 平成 32 年度の成果目標

(1) 障がい福祉計画の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の指針

施設入所者の削減は、国の指針では平成 28 年度末の施設入所者数の 2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、平成 28 年度時点の施設入所者数の 9%以上となっています。

イ 数値目標設定の考え方

○ 本町の平成 25 年度末の施設入所者数は 23 人でした。平成 28 年度末時点の施設入所者数は 23 人であり、平成 25 年度末に比べ横ばいとなっています。

○ 平成 28 年度末時点より 2 人の削減を進めるとともに、平成 32 年度末までの地域生活移行者数の目標を 3 人とします。

ウ 第 5 期計画における数値目標

施設入所者	21 人
施設入所者の削減数	2 人
施設入所から地域生活へ移行した人数	3 人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の指針

国の指針では、平成 32 年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

イ 数値目標設定の考え方

○ 国の方針を踏まえ、中濃圏域で保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

ウ 第 5 期計画における数値目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	中濃圏域で 1 箇所
-----------------------	------------

※協議の場は町が設置し、自立支援協議会等の関係機関で構成します。

③ 地域生活支援拠点等の整備

ア 国の指針

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

イ 数値目標設定の考え方

- 障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かしながら、障がい者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点又は面的な体制の整備に取り組みます。
- 平成32年度末までに中濃圏域において、少なくとも1つの地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

ウ 第5期計画における数値目標

地域生活支援拠点等を整備（面的整備の充実を図る）

中濃圏域で1箇所

④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の指針

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にするにとされています。

就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にするにとされています。

イ 数値目標設定の考え方

- 本町の平成 28 年度末の一般就労移行者数は 5 人、また、平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者は 5 人でした。
- 平成 32 年度末における一般企業・事業所等に就労する人の目標を 8 人、就労移行支援事業利用者の目標を 6 人と設定します。また、町内就労移行支援事業所に対し、就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上を目指すよう働きかけていきます。

ウ 第 5 期計画における数値目標

福祉施設から一般就労への移行者	8 人
就労移行支援事業利用者数	6 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割以上
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	8 割以上

(2) 障がい児福祉計画の成果目標

① 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 国の指針

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村に少なくとも1箇所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1箇所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

イ 数値目標設定の考え方

- 児童発達支援センターについては、平成32年度末までに町内において、少なくとも1つを目標とします。
- 保育所訪問支援については、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保については、平成32年度末までに中濃圏域において、少なくとも1つを目標とします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成30年度までに中濃圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

ウ 第5期計画における数値目標

児童発達支援センターの設置	町内で1箇所
保育所等訪問支援の充実	町内で1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	中濃圏域で1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	中濃圏域で1箇所

3 障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策

(1) 自立支援給付事業

① 訪問系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食時等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする肢体の重度障がい者に、自宅で入浴・排泄・食時等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、移動時または外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護を行います。
行動援護	常に介護を必要とし、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有する方に、行動する時に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通および障がいによって行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を包括的にを行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う方が病気などの理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う方が病気などの理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護および医学的管理のもとでの治療等を行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
居宅介護（ホームヘルプ）	人／月	20	22	23
	時間／月	236	233	231
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
同行援護	人／月	3	2	2
	時間／月	36	37	39
行動援護	人／月	3	2	2
	時間／月	10	10	9
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
短期入所（福祉型）	人／月	11	12	12
	人日／月	46	44	42
短期入所（医療型）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立生活援助	人／月	0	0	0

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行い、介護保険法に基づく介護保険サービス事業者に対し、障害者総合支援法やニーズ等を周知し、新規参入を働きかけます。
- 高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護・同行援護が提供できるよう事業所の確保に努めます。
- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスが提供できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対して専門的人材の確保とその質的向上を図るよう引き続き働きかけていきます。
- 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者に対し基準該当短期入所サービスの登録を働きかけ、短期入所サービスの提供体制の拡充を図ります。

② 日中活動系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	常に医療及び介護を必要とする方で、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の支援等を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。
- また、特別支援学校からの新規卒業者による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
生活介護	人／月	61	62	63
	人日／月	1,122	1,133	1,145
療養介護	人／月	1	1	1

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 利用者のニーズにあった日中活動が送れるようサービスの提供体制整備に努めます。
- 必要な福祉サービスを身近な地域で日常的に利用することができるよう、サービス提供事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。
- 障がいのある人のニーズとサービス提供との隔たりなどのサービス運用上の問題を見極め、障がいのある人のニーズに即した使いやすいサービスを提供し、地域生活への移行を進めるため、施設入所者に対し、日中活動系サービスの利用を促進します。
- 通所施設へ通所しやすい環境づくりに努めます。
- 近隣市町においても重症心身障がい者に対する日中活動の場が提供できるよう情報提供や連携に努めます。
- 介護保険法による指定通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者に対し基準該当生活介護サービスの登録を働きかけ、生活介護サービスの提供体制の拡充を図ります。

③ 自立や就労を支援するサービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を目指す方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
（新規）就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動などの提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方、または、雇用契約に結び付かなかった方に、就労機会や生産活動の場、就労に向けた支援等を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。
- また、特別支援学校からの新規卒業者による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	1	1	1
	人日／月	24	25	26
就労移行支援	人／月	5	6	6
	人日／月	63	66	69
（新規）就労定着支援	人／月	2	2	2
就労継続支援（A型）	人／月	23	24	25
	人日／月	431	453	475
就労継続支援（B型）	人／月	21	22	23
	人日／月	321	323	325

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 通所施設へ通所しやすい環境づくりに努めます。
- 障がいのある人に就職準備のための訓練等の場を提供し、職域拡大・各種相談事業を行う相談支援事業所の運営を支援します。
- 町行政機関や公共職業安定所・障害者職業センター・就労系サービス事業所などとの連携を図りながら「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種の助成制度や優遇措置等について啓発活動を行います。
- 相談・情報提供・職場開発等のスタッフ及び機能を充実し、一般就労に移行した障がいのある人が、安定した就労生活を継続できるよう支援を行います。
- 就労移行支援事業を活用した「職場定着支援」を企業へPRし、利用促進を働きかけ、一般就労した障がいのある人の就労定着支援に努めます。
- 身近な場所で就労ができるようにするため、事業所の確保に努めるとともに、交通費の助成など、ハード面、ソフト面、両面の整備を行っていきます。

④ 居住系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営む方に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。
- また、施設入所からの地域移行者数を勘案します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
共同生活援助（グループホーム）	人／月	7	9	10
施設入所支援	人／月	23	23	21

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、国・県等の施設整備補助制度について、指定障害福祉サービス事業者に対し、わかりやすい情報提供に努め、グループホームの整備について施設・事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町と連携し、推進していきます。
- 施設整備に対し、地域住民の理解と協力を求めていくとともに、グループホームなどで体験的に地域生活を行うなど、地域生活への移行を支援します。
- 円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を推進します。
- 施設入所待機者の現況を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。

⑤ 相談支援

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援など）を利用する全ての方に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全てを対象としています。
- 地域移行支援については、入所支援、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案しています。
- 地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な方を勘案しています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人／月	27	28	29
地域移行支援	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 岐阜県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。
- 特別支援学校在校生への計画相談支援導入の流れ（時期、関わる相談支援事業所等）を確立し、周知に努めます。
- 計画相談支援等の実施に伴い指定特定相談支援事業所（相談支援専門員）が把握したニーズを御嵩町地域自立支援協議会へ集約するシステムの確立に努めます。
- 障がい者支援施設等と事業所との情報共有を行い、スムーズな地域移行が可能となるよう取り組みます。

(2) 地域生活支援事業

- ① 理解促進研修・啓発、自発的活動支援、障害者相談支援、成年後見制度支援、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域活動センター等

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者とその家族の地域における生活を支援するために、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど様々な相談に応じる窓口を設置します。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的職員を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
住居入所等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に、入居に必要な調整や地域生活等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが適当であると認められる方に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、窓口到手話通訳者等の設置を行います。
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活の会話ができる知識や表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

○ 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	6	6	6
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住居入所等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	5	5	5
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
排泄管理支援用具	件	360	360	360
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	4	4	4
移動支援事業	実利用者数	15	15	15
	利用時間数	830	830	830
地域活動支援センター事業	箇所（町内）	0	0	0
	箇所（町外）	3	3	3
	実利用者数	840	840	840

② 訪問入浴事業、日中一時支援事業

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴事業	在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
訪問入浴事業	実利用者数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	27	31	35

見込み量の確保に向けた方策

- 障がいのある人等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、障害福祉サービスの事業所のほか、特定非営利活動法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営とサービスの質の向上を促します。
- 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めるとともに、障がいの特性に合わせた活動を提供し、多くの地域生活を送っている障がいのある人へ地域活動支援センターに関する情報を提供し、利用を促進します。
- 地域における重度身体障がいのある人等の生活を支援するため、ニーズへの対応に努めます。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

4 障害児福祉サービス等の利用見込みと確保方策

(1) 障がい児支援給付事業

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	特別支援学校等に通学している児童に、授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育園等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練および医療的管理下において必要な治療を行います。
障害児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての児童に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障がい児支援利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。
- 障害児相談支援については、児童福祉サービス利用者全てを対象としています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	9	8	8
放課後等デイサービス	人／月	25	25	26
	人日／月	305	311	317
保育所等訪問支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
障害児相談支援	人／月	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0

医療的ケア児支援のために関連分野の協議の場に、平成30年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 指定障害児相談支援事業所の立ち上げに対する支援や、障害児相談支援体制の整備を図ります。
- 既存の障害児通所支援サービス提供事業所に対し、利用可能枠の拡大を働きかけるとともに、児の発達段階に合わせて、より専門的に支援を受けることができる事業所の確保に努めます。
- 既存の障害福祉サービス提供事業所に対し、障害児通所支援への新規参入を働きかけます。
- 特別支援学校の卒業者や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人などの新たなニーズにも対応できるよう、町内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、近隣市町の事業所での利用がしやすくなるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに対して、発達段階における課題を早期に発見し、適切な療育が受けられる体制づくりに努めます。
- 障害児相談支援について、障がい児をとりまく環境に応じて柔軟に対応していけるよう、相談員の充実、相談体制の重層化をはかっていき、体制を整えていきます。

- 障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整を行います。
- 訪問支援等については、関係機関と連携をはかり、途切れのない支援に繋げることができるよう体制を整えていきます。
- 障がい児のサービスについては、周知を行い、サービスを利用し、地域の障がい児医療体制の支援に努めます。
- 放課後デイサービスについては、障がいの特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるように事業所へ働きかけを行います。



第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、障がいの理解に向けた啓発やサービス提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があり、庁内連絡会議において、その進捗状況の点検・評価を行います。

また、障害福祉サービスについては、各年度「御嵩町障がい者地域自立支援協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込み量、成果目標の達成状況について点検、評価を行います。

計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、効率的で弾力的な運用に努めます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がい者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障害福祉サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対し要望や提言等を行っていきます。



資料編

1 計画の策定経過

日時	項目
平成 29 年 7 月 7 日	計画策定作業部会 ・ 前計画の評価及び課題の抽出について
平成 29 年 8 月 23 日 ～平成 29 年 9 月 6 日	計画策定のためのアンケート調査 ●調査対象：障害者手帳所持者 1,027 人 ●調査方法：質問紙法及び自由記述による調査 無記名式・郵送による回答
平成 29 年 10 月 13 日	計画策定委員会（第 1 回） ・ 計画の概要について ・ アンケート調査の結果について
平成 29 年 12 月 11 日	計画策定作業部会 ・ 計画における各事業の方向性の確認について
平成 29 年 12 月 22 日	計画策定委員会（第 2 回） ・ 計画素案について
平成 30 年 1 月 19 日	計画策定委員会（第 3 回） ・ 計画（案）について
平成 30 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 2 月 28 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 23 日	計画策定委員会（第 4 回） ・ 計画の最終報告

2 用語説明

あ行

一般就労

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

意思疎通支援

障がいのある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

か行

基幹相談支援センター

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする地域生活支援事業（必須事業）の相談支援事業の一つ。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。

さ行

指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成するために、各市町村長が指定した事業所のこと。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

就労定着支援

一般就職した障がいのある人が、職場に定着できるように支援を行うこと。

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うこと。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 16 年 6 月に改正され、何人も障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利・利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。

障害者雇用促進法

障がいのある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がいのある人を雇用するように義務づけ、雇用分野における障がいのある人に対する差別禁止等、障がいのある人の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。

正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者自立支援法

障がい者及び障がい児の自立を支援する施策を定めた法律で、障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

→障害者総合支援法

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。

正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

→障害者自立支援法

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

た行

地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設。

地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。

特別支援教育

子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、学校全体で支援する。通常の学級に在籍している障がいのある子どもにも、障がいに配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行う。また、特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりする。

な行

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリトマトーデス」「ベーチェット病」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」など。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

パブリックコメント

行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)等)。

法定雇用率

身体障がい者及び知的障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)を設定するものである。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

「要約筆記者」(都道府県認定、全国统一試験合格者)と、「要約筆記奉仕員」(都道府県が実施する養成課程修了者)がある。

ら行

ライフステージ

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自律能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自律と参加を目指す考え。

御嵩町障がい者支えあいプラン

平成 30 年 3 月

発 行：岐阜県御嵩町
編 集：福祉課

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239-1
T E L : 0574-67-2111 F A X : 0574-67-1875